

令和6年 教育委員会

第5回 定例会 議事日程

令和6年3月12日（火）

第1 議 案

【子ども施設課】

- (1) 議案第8号「千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」

第2 協 議

【文化振興課】

- (1) 千代田区指定文化財の新指定について

【子ども総務課】

- (1) 組織改正に伴う規定整備について
- (2) 「（仮称）千代田区教育と文化に関する大綱（案）」及び「（仮称）千代田区子育て・教育ビジョン（素案）」について

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正並びに学校職員服務取扱規程等の一部改正について

第3 報 告

【子ども支援課】

- (1) 令和6年4月区立幼稚園・こども園（短時間）入園選考結果について
- (2) 令和6年4月保育園等入園選考結果について

【子育て推進課】

- (1) 病児保育室の新設について

【指導課】

- (1) 令和5年度5歳児の運動能力に関する調査の結果について
- (2) 千代田区公立学校管理職の異動について 【秘密会】
- (3) いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく重大事態の発生について（報告）【秘密会】

第4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（3月20日号）

千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

千代田区立学校施設使用条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

| 新（改正後） | | | | | 旧（現行） | | | | |
|---------------------------|--|-------------------------|------------------|-------------------|---------------------------|---|-------------------------|------------------|-------------------|
| 別表第1（第4条関係） 1 プールを除く施設 | | | | | 別表第1（第4条関係） 1 プールを除く施設 | | | | |
| 学校名 | 使用区分 施設 | 午前 | 午後 | 夜間 | 学校名 | 使用区分 施設 | 午前 | 午後 | 夜間 |
| 番町小学校 | 体育館、講堂、 教室、校庭 | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後10時まで | 番町小学校及 びお茶の 水小学校 | 体育館、講堂、 教室、校庭 | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後10時まで |
| 麴町小学校 | 体育館、ラン チルーム、教 室、校庭 | | | | 麴町小学校 | 体育館、ラン チルーム、教 室、校庭 | | | |
| 九段小学校 | 体育館A面・ B面、ランチ ルーム、教室、 校庭 | | | | 九段小学校 | 体育館A面・ B面、ランチ ルーム、教室、 校庭 | | | |
| 富士見小学校 | 体育館A面・ B面、多目的 ホール、会議 室、ランチル ーム、音楽室、 図工室、家庭 科室、校庭 | | | | 富士見小学校 | 体育館A面・ B面、多目的 ホール、会議 室、ランチル ーム、音楽室、 図工室、家庭 科室、 <u>視聴覚 室</u> 、校庭 | | | |
| <u>お茶の水小 学校</u> | 体育館A面・ B面、多目的 ホール、会議 室、和室、ラ ンチルーム、 多目的室、教 室、校庭 | | | | | | | | |
| 千代田 小学校 | 体育館、多目 的ホール、会 議室、和室、 教室、校庭 | | | | 千代田 小学校 | 体育館、多目 的ホール、会 議室、和室、 教室、校庭 | | | |
| | 駐車場 | 午前8時45分から午 後10時15分まで | | | | 駐車場 | 午前8時45分から午 後10時15分まで | | |

| | | | | |
|------------------------------|----------------------------------|----------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 昌平小 学校 | 体育館、多目 的ホール、会 議室、教室、 校庭 | 午前 9時 から 正午 まで | 午後1 時から 午後5 時まで | 午後6 時から 午後10 時まで |
| 和泉小学校の項から神田一橋中学校の項まで（現行に同じ。） | | | | |

備考（現行に同じ。）

2 プール

| 学校名 | 使用時間 |
|----------------|-------------------|
| 麴町小学校 | 午前10時から午後9 時まで |
| 富士見小学校 | |
| <u>お茶の水小学校</u> | |
| 千代田小学校 | |
| 昌平小学校 | |
| 和泉小学校 | |

別表第2（第6条関係）

1 プールを除く施設

（使用区分を連続して使用する場合の使用料は、各区分の額の合計額とする。）

ア 番町小学校

（現行に同じ。）

イ及びウ（現行に同じ。）

エ 富士見小学校

| 使用区分 | 午前 | 午後 | 夜間 |
|--------|--------|--------|--------------------|
| 施設 | | | |
| 体育館A面 | 2,500円 | 3,500円 | 5,000円 |
| 体育館B面 | 2,500円 | 3,500円 | 5,000円 (3,100円) |
| 多目的ホール | 600円 | 900円 | 1,100円 |
| 会議室 | 600円 | 900円 | 1,100円 |
| ランチルーム | 1,800円 | 2,400円 | 3,400円 |
| 音楽室 | 600円 | 900円 | 1,100円 |
| 図工室 | 600円 | 900円 | 1,100円 |
| 家庭科室 | 600円 | 900円 | 1,100円 |
| 校庭 | 900円 | 1,300円 | 3,000円 |

| | | | | |
|-------------------------|--|----------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 昌平小 学校 | 体育館、多目 的ホール、会 議室、 <u>和室</u> 、 教室、校庭 | 午前 9時 から 正午 まで | 午後1 時から 午後5 時まで | 午後6 時から 午後10 時まで |
| 和泉小学校の項から神田一橋中学校の項まで（略） | | | | |

備考（略）

2 プール

| 学校名 | 使用時間 |
|--------|-------------------|
| 麴町小学校 | 午前10時から午後9 時まで |
| 富士見小学校 | |
| 千代田小学校 | |
| 昌平小学校 | |
| 和泉小学校 | |

別表第2（第6条関係）

1 プールを除く施設

（使用区分を連続して使用する場合の使用料は、各区分の額の合計額とする。）

ア 番町小学校及びお茶の水小学校

（略）

イ及びウ（略）

エ 富士見小学校

| 使用区分 | 午前 | 午後 | 夜間 |
|-------------|-------------|-------------|--------------------|
| 施設 | | | |
| 体育館A面 | 2,500円 | 3,500円 | 5,000円 |
| 体育館B面 | 2,500円 | 3,500円 | 5,000円 (3,100円) |
| 多目的ホール | 600円 | 900円 | 1,100円 |
| 会議室 | 600円 | 900円 | 1,100円 |
| ランチルーム | 1,800円 | 2,400円 | 3,400円 |
| 音楽室 | 600円 | 900円 | 1,100円 |
| 図工室 | 600円 | 900円 | 1,100円 |
| 家庭科室 | 600円 | 900円 | 1,100円 |
| <u>視聴覚室</u> | <u>600円</u> | <u>900円</u> | <u>1,100円</u> |
| 校庭 | 900円 | 1,300円 | 3,000円 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

注 体育館B面については、月曜日から土曜日までの夜間の使用時間を午後7時30分から午後10時までとし、使用料は（ ）内のおとりとする。

オ お茶の水小学校

| 施設 | 使用区分 | | |
|--------|--------|--------|--------|
| | 午前 | 午後 | 夜間 |
| 体育館A面 | 2,700円 | 3,800円 | 5,100円 |
| 体育館B面 | 2,700円 | 3,800円 | 5,100円 |
| 多目的ホール | 1,200円 | 1,800円 | 2,200円 |
| 会議室 | 400円 | 600円 | 700円 |
| 和室 | 400円 | 600円 | 700円 |
| ランチルーム | 900円 | 1,200円 | 1,700円 |
| 多目的室 | 400円 | 600円 | 700円 |
| 教室 | 600円 | 900円 | 1,100円 |
| 校庭 | 1,000円 | 1,500円 | 3,600円 |

カ 千代田小学校
(現行に同じ。)

キ 昌平小学校

| 施設 | 使用区分 | | |
|--------|--------|--------|--------|
| | 午前 | 午後 | 夜間 |
| 体育館 | 3,400円 | 4,800円 | 6,900円 |
| 多目的ホール | 2,500円 | 3,400円 | 4,300円 |
| 会議室 | 600円 | 900円 | 1,100円 |
| 教室 | 600円 | 900円 | 1,100円 |
| 校庭 | 1,500円 | 2,100円 | 4,800円 |

ク 和泉小学校
(現行に同じ。)

ケ 麴町中学校
(現行に同じ。)

コ 神田一橋中学校
(現行に同じ。)

2 プール

麴町小学校、富士見小学校、お茶の水小学校、千代田小学校、昌平小学校及び和泉小

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | 円 |
|--|--|--|---|

注 体育館B面については、月曜日から土曜日までの夜間の使用時間を午後7時30分から午後10時までとし、使用料は（ ）内のおとりとする。

オ 千代田小学校
(略)

カ 昌平小学校

| 施設 | 使用区分 | | |
|--------|--------|--------|--------|
| | 午前 | 午後 | 夜間 |
| 体育館 | 3,400円 | 4,800円 | 6,900円 |
| 多目的ホール | 2,500円 | 3,400円 | 4,300円 |
| 会議室 | 600円 | 900円 | 1,100円 |
| 和室 | 400円 | 600円 | 700円 |
| 教室 | 600円 | 900円 | 1,100円 |
| 校庭 | 1,500円 | 2,100円 | 4,800円 |

キ 和泉小学校
(略)

ク 麴町中学校
(略)

ケ 神田一橋中学校
(略)

2 プール

麴町小学校、富士見小学校、千代田小学校、昌平小学校及び和泉小学校

学校

| 対象者 | | 使用料（回数券は1冊11枚つづり） | |
|------------|---|-------------------|-------------|
| | | 区民 | 区民以外 |
| 個人 | 大人 （高校生以上） | 回数券 400円 | 回数券 600円 |
| | | 4,000円 | 6,000円 |
| 個人 | 小人 （中学生以下） | 回数券 200円 | 回数券 300円 |
| | | 2,000円 | 3,000円 |
| 団体 （貸切） | 麴町小学校、 お茶の水小 学校、千代田 小学校及び 昌平小学校 | 24,000円 | |
| | 富士見小学 校、和泉小学 校 | 21,000円 | |

| 対象者 | | 使用料（回数券は1冊11枚つづり） | |
|------------|---------------------------------|-------------------|-------------|
| | | 区民 | 区民以外 |
| 個人 | 大人 （高校生以上） | 回数券 400円 | 回数券 600円 |
| | | 4,000円 | 6,000円 |
| 個人 | 小人 （中学生以下） | 回数券 200円 | 回数券 300円 |
| | | 2,000円 | 3,000円 |
| 団体 （貸切） | 麴町小学校、 千代田小学 校及び昌平 小学校 | 24,000円 | |
| | 富士見小学 校、和泉小学 校 | 21,000円 | |

備考 1 プール使用の単位時間は2時間とする。
2 2時間を超えてプールを使用したときは、超過1時間（1時間に満たないときは1時間とみなす。）につき、一般使用料の5割相当額を徴収するものとする。
3 「区民」とは、千代田区内に住所を有する者をいう。

備考 1 プール使用の単位時間は2時間とする。
2 2時間を超えてプールを使用したときは、超過1時間（1時間に満たないときは1時間とみなす。）につき、一般使用料の5割相当額を徴収するものとする。
3 「区民」とは、千代田区内に住所を有する者をいう。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後の学校施設の使用について必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。

千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

- (1) お茶の水小学校の改築整備（1月末竣工、4月供用開始）にあたり、同校の目的外使用にかかる学校施設（プール含む）の範囲及び使用料を設定する。
- (2) 富士見小学校の視聴覚室を普通教室に用途変更したことにより、当該施設の使用料を削除する。
- (3) 昌平小学校の和室を特別支援教室に用途変更したことにより、当該施設の使用料を削除する。

2 改正する規則の新旧対照表

別紙のとおり。

3 施行期日

令和6年7月1日から施行する。

※この規則の施行の日以後の学校施設の使用について必要な手続は、同日前にこれを行うことができることとする。

4 その他

千代田区立学校施設使用条例の改正については、令和6年第1回区議会定例会において議決予定。

令和5年度千代田区文化財の新指定について①

1 答申文化財の概要

- 【種別】 有形文化財(書跡)
【名称】 絹本墨書掛軸「日枝神社」 山岡鉄舟筆
【点数】 1幅
【所在地】 千代田区日比谷公園1番4号
千代田区立日比谷図書文化館4階 小収蔵庫
【所有者】 麴町五丁目町会(千代田区へ寄贈予定)
【概要】

本資料は、麴町五丁目町会に伝来した「幕末の三舟」のひとりとして名高い山岡鉄舟(1836-1888)の真筆の書である。隔年6月に開催されている日枝神社の山王祭において、麴町五丁目町会の御神酒所の掛軸として代々使用されてきた。

制作年は明治18年(1885)から翌19年頃とみられ、鉄舟の晩年の作として、その本領が発揮された作品である。鉄舟の作品は主に美術鑑賞用として利用されることが多いが、祭礼用具として使われてきたものは珍しく、麴町地域と鉄舟のつながりを示す資料としても重要である。



2 指定について

(1) 指定基準

東京都千代田区指定文化財指定基準のうち、第1 千代田区指定有形文化財 2. 書跡、典籍のうち、(1)及び(5)に相当する。

第1 千代田区指定有形文化財

2. 書跡、典籍

書跡・典籍のうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 書籍類のうち書道史上又は区の文化史上重要なもの

- (2) 典籍類のうち原本又はこれに準ずる写本で、文化史上重要なもの
- (3) 典籍類のうち版本類(版木を含む)で、印刷史上重要なもの
- (4) 書跡類・典籍類で歴史的又は学術的価値の高いもの

(5) 書籍類・典籍類で区の歴史や文化に関係がありとくに重要なもの

(2) 指定理由

本資料は、書家としての山岡鉄舟の業績を知る上で重要なものであり、日枝神社の祭礼を通して鉄舟と千代田内の地域との結びつきを示す資料として、価値の高いものである。よって、千代田区の歴史文化を知るうえで欠かせない資料として、指定に相応しいものである。

令和5年度 千代田区指定文化財の新指定について②



「地上権設定契約書」



「共同建築物ニ対スル協定証書正本」

1 答申文化財の概要（追加指定）

- 【種別】 有形文化財（古文書）
【名称】 今川小路共同建築関係文書
【点数】 2点（計35点）
【所在地】 千代田区日比谷公園1番4号 千代田区立日比谷図書文化館4階 小収蔵庫
【所有者】 千代田区（管理者：千代田区教育委員会）
【概要】

本資料は、令和元年度に千代田区指定文化財に指定された今川小路共同建築文書（計33点、以下「既指定分」とする。）に追加で2点指定するものであり、令和5年に追加で寄贈された「地上権設定契約書」及び「共同建築物ニ対スル協定証書正本」である。

「地上権設定契約書」は、大正15年（1926）11月に、土地所有者の森田所平氏（「親権者 森田シマ」と記載あり）と、地上権者に設定された復興建築助成株式会社との間で締結した地上権設定をめぐる契約書である。

「共同建築物ニ対スル協定証書正本」は、昭和4年（1929）10月19日に、建築物の存続する期間における紛議抗争を避けるため、今川小路共同建築の居住者による共有部分の相互利用について、復興建築助成株式会社と同建築の区分所有者8名の計9者が結んだ協定である。

上記2点は、今川小路共同建築の建設過程を一層具体的に示しており、これまでに明らかになっていなかった居住者による建物利用の実態を示す点が評価される。震災復興事業で建設された共同建築の実態を示す唯一の資料である既指定分の資料的価値を、より一層高めるものである。

2 指定について

（1）指定基準

東京都千代田区指定文化財指定基準のうち、第1 千代田区指定有形文化財 4. 古文書のうち、（1）及び（4）に相当する。

第1 千代田区指定有形文化財 4. 古文書

古文書のうち、次のいずれかに該当するもの

（1）古文書類のうち歴史上若しくは学術上又は区の文化史上重要なもの

（2）日記・記録類（絵画又は系図類を含む）のうち、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上又は学術上重要なもの

（3）木簡等のうち記録性が高く、学術的に価値の高いもの

（4）区の歴史や文化に関係があり、とくに重要なもの

（2）指定理由

既指定分は、①「震災復興事業に関する区民所有の資料として区内の歴史を示す資料的価値」と、②「共同建築に係る東京の都市形成の実態を示す資料としての稀少的価値」を指定理由としている。本資料は、以上の指定理由に適用内容であって、追加指定に値する。

組織改正に伴う規定整備について

1 改正理由

令和6年度における各部局の組織改正に伴い、教育委員会事務局内の組織に変更が生じたため、所要の改正を行う必要がある。

2 改正例規

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則（平成3年千代田区教育委員会規則第1号）
- (2) 千代田区立児童・家庭支援センター処務規程（平成19年千代田区教育委員会訓令第6号）

3 改正内容

- (1) 上記2(1)関係
指導課に「管理担当係長」を創設する。
(別添1のとおり)
- (2) 上記2(2)関係
児童・家庭支援センターに「心理相談担当係長」及び「統括支援担当係長」を創設するとともに、係（担当係長）の分掌事務を整理する。
(別添2のとおり)

4 新旧対照表

別添1及び別添2のとおり

5 施行期日

令和6年4月1日

新旧対照表（抄）

○千代田区教育委員会事務局処務規則

| 新（改正後） | 旧（現 行） |
|--|---|
| <p>（事務局の分課）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。</p> <p>子ども部</p> <p>子ども総務課</p> <p>子ども総務係</p> <p>子ども法制担当係長</p> <p>事業担当係長</p> <p>教育政策担当係長</p> <p>子ども支援課</p> <p>保育管理係</p> <p>保育指導担当係長</p> <p>保育運営支援係</p> <p>入園審査係</p> <p>子育て推進課</p> <p>子育て推進係</p> <p>子育て推進担当係長</p> <p>手当・医療係</p> <p>子ども施設課</p> <p>施設係</p> <p>施設計画担当係長</p> <p>学務課</p> <p>学務係</p> <p>学校運営係</p> <p>給食担当係長</p> <p>指導課</p> <p>管理係</p> <p><u>管理担当係長</u></p> <p>特別支援教育担当係長</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> | <p>（事務局の分課）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。</p> <p>子ども部</p> <p>子ども総務課</p> <p>子ども総務係</p> <p>子ども法制担当係長</p> <p>事業担当係長</p> <p>教育政策担当係長</p> <p>子ども支援課</p> <p>保育管理係</p> <p>保育指導担当係長</p> <p>保育運営支援係</p> <p>入園審査係</p> <p>子育て推進課</p> <p>子育て推進係</p> <p>子育て推進担当係長</p> <p>手当・医療係</p> <p>子ども施設課</p> <p>施設係</p> <p>施設計画担当係長</p> <p>学務課</p> <p>学務係</p> <p>学校運営係</p> <p>給食担当係長</p> <p>指導課</p> <p>管理係</p> <p>特別支援教育担当係長</p> |

別表第3（第8条関係）

| 課 | 分掌事務 |
|--------|--|
| 子ども総務課 | <p>(1) 委員会の会議及び秘書事務に関すること。</p> <p>(2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関すること。</p> <p>(3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関すること。</p> <p>(4) 法規、規則、訓令、告示等に関すること。</p> |

別表第3（第8条関係）

| 課 | 分掌事務 |
|--------|--|
| 子ども総務課 | <p>(1) 委員会の会議及び秘書事務に関すること。</p> <p>(2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関すること。</p> <p>(3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関すること。</p> <p>(4) 法規、規則、訓令、告示等に関すること。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> (5) 公印に関する事。 (6) 文書に関する事。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事。 (8) 総合教育会議の運営及び大綱の策定事務に関する事。 (9) 総合的な施策の企画及び調整並びに調査に関する事。 (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事。 (11) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する事。 (12) 教育の広報及び教育行政に関する相談に関する事。 (13) 子どもの安全・安心対策に関する事。 (14) 青少年委員に関する事。 (15) 青少年問題協議会に関する事。 (16) その他青少年の健全育成に関する事。 (17) 区長の補助機関たる職員に補助執行させた事務に関する事。 (18) 教育政策に関する事。 (19) 他の課に属しない事。 |
| 子ども支援課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育の実施に関する事。 (2) 児童福祉法に基づく保育所に係る運営費の支払い及び自己負担金の徴収に関する事。 (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65 |

| | |
|--------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> (5) 公印に関する事。 (6) 文書に関する事。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事。 (8) 総合教育会議の運営及び大綱の策定事務に関する事。 (9) 総合的な施策の企画及び調整並びに調査に関する事。 (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事。 (11) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する事。 (12) 教育の広報及び教育行政に関する相談に関する事。 (13) 子どもの安全・安心対策に関する事。 (14) 青少年委員に関する事。 (15) 青少年問題協議会に関する事。 (16) その他青少年の健全育成に関する事。 (17) 区長の補助機関たる職員に補助執行させた事務に関する事。 (18) 教育政策に関する事。 (19) 他の課に属しない事。 |
| 子ども支援課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育の実施に関する事。 (2) 児童福祉法に基づく保育所に係る運営費の支払い及び自己負担金の徴収に関する事。 (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65 |

| | |
|--------|--|
| | <p>号)に基づく教育・保育給付及び施設等利用給付に関すること。</p> <p>(4) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関すること。</p> <p>(5) 私立幼稚園の保護者負担軽減に関すること。</p> <p>(6) 保育園・こども園に関すること。</p> <p>(7) 保育園・こども園の職員(保育士・看護師)の人事及びサービスに関すること。</p> <p>(8) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関すること。</p> <p>(9) その他子ども支援に関すること。</p> |
| 子育て推進課 | <p>(1) 次世代育成支援対策の総合的な推進に関すること。</p> <p>(2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例(平成26年千代田区条例第17号)の推進に係る総合調整に関すること。</p> <p>(3) 保育施設の開設等に関すること。</p> <p>(4) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関すること。</p> <p>(5) 赤ちゃん・ふらっとの開設及び周知に関すること。</p> <p>(6) 保育所等の指導・監査に関すること。</p> <p>(7) 次世代育成に係る手当(児童手当を含む。)、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>(8) 児童及びひとり親家庭等の医療費の助成</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>号)に基づく教育・保育給付及び施設等利用給付に関すること。</p> <p>(4) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関すること。</p> <p>(5) 私立幼稚園の保護者負担軽減に関すること。</p> <p>(6) 保育園・こども園に関すること。</p> <p>(7) 保育園・こども園の職員(保育士・看護師)の人事及びサービスに関すること。</p> <p>(8) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関すること。</p> <p>(9) その他子ども支援に関すること。</p> |
| 子育て推進課 | <p>(1) 次世代育成支援対策の総合的な推進に関すること。</p> <p>(2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例(平成26年千代田区条例第17号)の推進に係る総合調整に関すること。</p> <p>(3) 保育施設の開設等に関すること。</p> <p>(4) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関すること。</p> <p>(5) 赤ちゃん・ふらっとの開設及び周知に関すること。</p> <p>(6) 保育所等の指導・監査に関すること。</p> <p>(7) 次世代育成に係る手当(児童手当を含む。)、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>(8) 児童及びひとり親家庭等の医療費の助成</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>に関すること。</p> <p>(9) 外国人学校児童・生徒保護者補助事業に関すること。</p> |
| 子ども施設課 | <p>(1) 学校施設及び児童福祉施設の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 学校施設及び児童福祉施設の改築及び整備に関すること(中等教育学校の施設改修を含む。)</p> <p>(3) 旧今川中学校の暫定使用に関すること。</p> <p>(4) 小学校等複合施設との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 校外施設及び少年自然の家の管理運営に関すること。</p> <p>(6) ちよだパークサイドプラザの管理運営に関すること。</p> <p>(7) その他学校施設及び児童福祉施設に関すること。</p> |
| 学務課 | <p>(1) 学校の就学事務及び学級編制に関すること(幼稚園を除く。)</p> <p>(2) 就学援助等に関すること(幼稚園を除く。)</p> <p>(3) 奨学資金の案内に関すること。</p> <p>(4) 学納金調査及び学校の私費会計の点検に関すること。</p> <p>(5) 学校基本調査・教育人口統計調査・教育に関する調べに関すること。</p> <p>(6) 学校職員及び保育園職員(栄養士)の人事及び服務に関すること。</p> <p>(7) 学校職員(教員を除く。)の研修(他の所管に属するものを除く。)</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>に関すること。</p> <p>(9) 外国人学校児童・生徒保護者補助事業に関すること。</p> |
| 子ども施設課 | <p>(1) 学校施設及び児童福祉施設の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 学校施設及び児童福祉施設の改築及び整備に関すること(中等教育学校の施設改修を含む。)</p> <p>(3) 旧今川中学校の暫定使用に関すること。</p> <p>(4) 小学校等複合施設との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 校外施設及び少年自然の家の管理運営に関すること。</p> <p>(6) ちよだパークサイドプラザの管理運営に関すること。</p> <p>(7) その他学校施設及び児童福祉施設に関すること。</p> |
| 学務課 | <p>(1) 学校の就学事務及び学級編制に関すること(幼稚園を除く。)</p> <p>(2) 就学援助等に関すること(幼稚園を除く。)</p> <p>(3) 奨学資金の案内に関すること。</p> <p>(4) 学納金調査及び学校の私費会計の点検に関すること。</p> <p>(5) 学校基本調査・教育人口統計調査・教育に関する調べに関すること。</p> <p>(6) 学校職員及び保育園職員(栄養士)の人事及び服務に関すること。</p> <p>(7) 学校職員(教員を除く。)の研修(他の所管に属するものを除く。)</p> |

に関すること。
 (8) 学校運営予算の執行及び経理に関すること。
 (9) 学校の連合行事に関すること。
 (10) 校外学習に関すること。
 (11) 児童、生徒及び幼児の健康管理その他学校保健に関すること。
 (12) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること（九段中等を含む。）。
 (13) 学校・保育園・こども園・幼稚園給食に関すること。
 (14) その他学校運営に関すること。

指導課
 (1) 学校の教育指導に伴う事務に関すること。
 (2) ICT学校教育システムの管理運営に関すること。
 (3) 教科書無償給与事務に関すること。
 (4) 教員の人事及び服務に関すること。
 (5) 教職員の給与及び福利厚生に関すること。
 (6) 人事制度の調査研究に関すること。
 (7) 教育研究所の庶務に関すること。
 (8) 教育課程の管理の指導及び助言に関すること。
 (9) 学習指導及び生活指導に関すること。
 (10) 教員の研修の指導、助言及び実施に関すること。
 (11) 教科書採択に関すること。
 (12) 教科書以外の教材

に関すること。
 (8) 学校運営予算の執行及び経理に関すること。
 (9) 学校の連合行事に関すること。
 (10) 校外学習に関すること。
 (11) 児童、生徒及び幼児の健康管理その他学校保健に関すること。
 (12) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること（九段中等を含む。）。
 (13) 学校・保育園・こども園・幼稚園給食に関すること。
 (14) その他学校運営に関すること。

指導課
 (1) 学校の教育指導に伴う事務に関すること。
 (2) ICT学校教育システムの管理運営に関すること。
 (3) 教科書無償給与事務に関すること。
 (4) 教員の人事及び服務に関すること。
 (5) 教職員の給与及び福利厚生に関すること。
 (6) 人事制度の調査研究に関すること。
 (7) 教育研究所の庶務に関すること。
 (8) 教育課程の管理の指導及び助言に関すること。
 (9) 学習指導及び生活指導に関すること。
 (10) 教員の研修の指導、助言及び実施に関すること。
 (11) 教科書採択に関すること。
 (12) 教科書以外の教材

の取扱いその他学校の教育指導に関する事。
(13) 中等教育学校の人事制度に関する事。
(14) 中等教育学校の教育課程に関する事。
(15) 保育園の保育内容に関する事。
(16) 特別支援教育の全体調整に関する事。
(17) 就学支援委員会に関する事。
(18) 個別指導計画に関する事。
(19) 適応指導教室に関する事。
(20) 特命事項に関する事。

の取扱いその他学校の教育指導に関する事。
(13) 中等教育学校の人事制度に関する事。
(14) 中等教育学校の教育課程に関する事。
(15) 保育園の保育内容に関する事。
(16) 特別支援教育の全体調整に関する事。
(17) 就学支援委員会に関する事。
(18) 個別指導計画に関する事。
(19) 適応指導教室に関する事。
(20) 特命事項に関する事。

新旧対照表(抄)

○千代田区立児童・家庭支援センター処務規程

| 新 (改正後) | 旧 (現 行) |
|---|--|
| <p>(組織) 第2条 センターに次の係等を置く。 子育て事業係 子ども家庭相談係 <u>心理相談担当係長</u> <u>統括支援担当係長</u> 児童相談所準備担当係長 発達支援係 児童センター係 (分掌事務)</p> | <p>(組織) 第2条 センターに次の係等を置く。 子育て事業係 子ども家庭相談係 児童相談所準備担当係長 発達支援係 児童センター係 (分掌事務)</p> |
| | <p>第3条 センターの事務事業は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 子どもと家庭に関わる総合相談並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 教育相談に関すること。</u></p> <p><u>(3) スクールカウンセラーの派遣に関すること。</u></p> <p><u>(4) 子ども虐待通報等の受理及び調査並びに関係機関との連携に関すること。</u></p> <p><u>(5) 要保護児童対策地域協議会に関すること。</u></p> <p><u>(6) 子ども在宅サービスの提供に関すること。</u></p> <p><u>(7) 子育て支援サービスに関わる情報の収集、提供及び調整並びに子育て支援サービスに関わる関係機関との連絡及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(8) 親育ち支援事業に関すること。</u></p> <p><u>(9) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。</u></p> <p><u>(10) 児童センター及び児童館に関すること。</u></p> <p><u>(11) 学童クラブに関すること。</u></p> <p><u>(12) 放課後子どもプランに関すること。</u></p> <p><u>(13) 子育てひろばに関すること。</u></p> <p><u>(14) 一時(いつとき)預かり保育に関すること。</u></p> <p><u>(15) いずみこどもプラザ事業に関すること。</u></p> <p><u>(16) 千代田子育てサポートに関すること。</u></p> <p><u>(17) 発達障害等支援を要する子どもに関する相談及び関係機関との調整に関する</u></p> |

第3条 センターの係及び担当係長の分掌事務は、次のとおりとする。

子育て事業係

- (1) 児童センター及び児童館に関する事
- (2) 学童クラブに関する事
- (3) 放課後子どもプランに関する事
- (4) 子育てひろばに関する事
- (5) 一時（いつとき）預かり保育に関する事
- (6) いずみこどもプラザ事業に関する事
- (7) 千代田子育てサポートに関する事
- (8) センターの予算、決算及び経理に関する事
- (9) センターの契約に関する事
- (10) センターの文書管理に関する事
- (11) センターの公印の管守に関する事
- (12) センターの施設管理に関する事
- (13) センター所属職員の服務に関する事
- (14) センター内の他係に属しないこと。

子ども家庭相談係

- (1) 子どもと家庭に関わる総合相談並びに関係機関との連携及び調整に関する事
- (2) 児童虐待通告・相談の受理及び調査並びに関係機関との連携に関する事
- (3) 要保護児童対策地域協議会に関する事
- (4) 子ども在宅サービスの提供に関する事
- (5) 子育て支援サービスに関わる情報の収集、提供及び調整並びに子育て支援サービスに関わる関係機関との連絡及び調整に関する事

こと。

- (18) 子ども発達センターに関する事
- (19) 障害児通所支援に関する事
- (20) 発達障害等療育経費助成に関する事
- (21) センターの施設管理に関する事

前条の各係等は、前項の事務事業を次のとおり分掌し、協働して実施するものとする。

子育て事業係

- (1) 児童センター及び児童館に関する事
- (2) 学童クラブに関する事
- (3) 放課後子どもプランに関する事
- (4) 子育てひろばに関する事
- (5) 一時（いつとき）預かり保育に関する事
- (6) いずみこどもプラザ事業に関する事
- (7) 千代田子育てサポートに関する事
- (8) センターの予算、決算及び経理に関する事
- (9) センターの契約に関する事
- (10) センターの文書管理に関する事
- (11) センターの公印の管守に関する事
- (12) センターの施設管理に関する事
- (13) センター所属職員の服務に関する事
- (14) センター内の他係に属しないこと。

子ども家庭相談係

- (1) 子どもと家庭に関わる総合相談並びに関係機関との連携及び調整に関する事
- (2) スクールカウンセラーの派遣に関する事
- (3) 子ども虐待通報等の受理及び調査並びに関係機関との連携に関する事
- (4) 要保護児童対策地域協議会に関する事
- (5) 子ども在宅サービスの提供に関する事
- (6) 子育て支援サービスに関わる情報の収集、提供及び調整並びに子育て支援サービスに関わる関係機関との連絡及び調整に関する事

(6) 親育ち支援事業に関すること。

(7) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。

児童相談所準備担当係長

(1) 児童相談所の開設準備に関すること。

(2) 児童相談所に類する事務のうち、所長が必要と認めること。

心理相談担当係長

(1) 子どもと家庭に関わる相談対応における心理アセスメント、心理支援等に関すること。

(2) スクールカウンセラーの派遣に関すること。

(3) 教育相談に関すること。

(4) 心理相談に関し、所長が必要と認めること。

統括支援担当係長

(1) 子どもと家庭に関わる相談対応における児童福祉と母子保健の一体的な支援（合同のケース会議、サポートプランの作成等）に係る連絡及び調整に関すること。

児童センター係

(1) 児童センターの事業運営に関すること。

(2) 学童クラブの事業運営に関すること。

(3) 子育てひろばの実施に関すること。

(4) 一時（いつとき）預かり保育の実施に関すること。

(5) 障害児放課後居場所事業に関すること。

(6) 西神田分館（以下「分館」という。）の施設管理に関すること。

発達支援係

(1) 発達障害等支援を要する子どもに関する相談及び関係機関との調整に関すること。

(2) 子ども発達センターに関すること。

(3) 障害児通所支援に関すること。

(4) 発達障害等療育経費助成に関すること。

(5) 障害児ケアプランに関すること。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行す

(7) 親育ち支援事業に関すること。

(8) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。

(9) 教育相談に関すること。

児童相談所準備担当係長

(1) 児童相談所の開設準備に関すること。

(2) 児童相談所に類する事務のうち、所長が必要と認めること。

児童センター係

(1) 児童センターの事業運営に関すること。

(2) 学童クラブの事業運営に関すること。

(3) 子育てひろばの実施に関すること。

(4) 一時（いつとき）預かり保育の実施に関すること。

(5) 障害児放課後居場所事業に関すること。

(6) 西神田分館（以下「分館」という。）の施設管理に関すること。

発達支援係

(1) 発達障害等支援を要する子どもに関する相談及び関係機関との調整に関すること。

(2) 子ども発達センターに関すること。

(3) 障害児通所支援に関すること。

(4) 発達障害等療育経費助成に関すること。

(5) 障害児ケアプランに関すること。

る。

「(仮称)千代田区教育と文化に関する大綱(案)」及び
「(仮称)千代田区子育て・教育ビジョン(素案)」について

1 パブリックコメント実施結果

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として「(仮称)千代田区教育と文化に関する大綱(以下「大綱」という。)」を、子育て・教育分野において目指すべき基本的方向性を示した計画であり教育基本法に規定する「教育振興基本計画」を包含するものとして「(仮称)千代田区子育て・教育ビジョン(以下「ビジョン」という。)」を、それぞれ策定するに当たり、パブリックコメントを実施した。

当該パブリックコメントにより寄せられた区民等からの意見及び区の考え方は以下のとおり。

- (1) 募集期間…令和6年2月5日(月)から同月19日(月)まで
- (2) 募集方法…直接持参、郵送、ファクス、電子メール、区HP送信フォーム
- (3) 周知方法…広報千代田2月5日号掲載、区ホームページ等(LINE、Facebook、X(旧Twitter))、子ども総務課、区役所2階区政情報コーナー、各出張所及びすぐーる
- (4) 提出者数…6名
- (5) 意見数(延べ件数)…6件
- (6) 意見の概要と区の考え方…別添資料のとおり

2 今後の予定

令和6年3月末

策定(大綱…区長決定、ビジョン…教育委員会決定)

パブリックコメント 意見の概要と区の考え方

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 |
|-----|--|---|
| 1 | <p>① 小中学校に通称「情緒級」と呼ばれる、知的発達に遅れはないが、子どもの特性・困り事に対し、個別に適した環境で支援や指導を受ける教室の設置を希望する。 現状では、通級やことばの教室などが用意されているが、週1～2時間程度であり不十分である。補助教員もクラスに1人では足りない場合が多い。結果、学校に通いたい気持ちはあるのにクラスに馴染めず、行き渋りや不登校、授業妨害などが起きている。 多様性とは、個性が認められる安心感を土台に育まれるものと考え。その安心感を得られるよう、通常学級のリソースで限界を超える場合の「受け皿」を用意してもらいたい。</p> <p>② 国語の習熟度別指導を希望する。 とくに小学校低学年では国語の授業割合が高く「国語がわからない」ことが「勉強が嫌い。学校に行きたくない」に直結する。 算数と同様に習熟度別指導があれば、不登校や授業妨害の原因を減らすことができると考える。</p> | <p>① 「子育て・教育ビジョン」第4章6「子どもの多様なニーズに応じた教育環境・相談体制の整備」に関連した、個別の取組みへのご意見として受け止めさせていただきます。ご意見につきましては、今後の教育施策の参考とさせていただきます。</p> <p>② 同第4章2「全ての子どもに確かな学びを育む教育の推進」に関連した、個別の取組みへのご意見として受け止めさせていただきます。ご意見につきましては、今後の教育施策の参考とさせていただきます。</p> |
| 2 | <p>九段中等教育学校の前期課程には給食があるが、後期課程は給食がないので、可能であれば給食やお弁当の販売、カフェの併設等を検討してほしい。</p> | <p>「子育て・教育ビジョン」第4章3「健康で安全に生活する力を育む教育の推進」に関連した、個別の取組みへのご意見として受け止めさせていただきます。</p> <p>九段中等教育学校後期課程では、令和6年1月から試験的に弁当の販売を行っています。試験購買の結果を検証し、来年度以降の実施について検討していきます。</p> <p>なお、同校前期課程につきましては、引き続き栄養バランスのとれた給食の提供を行ってまいります。</p> |
| 3 | <p>子供たちが健やかに成長するためには、十分な栄養を摂ることが大切だと思う。 よって、以下を提案する。 ・公立の高校での給食の提供 ・学校の長期休暇での食に関するサポート(フードロス品や、備蓄品の期限間近なものを図書館や区役所などの公共機関でもらえるような仕組み) 子供の貧困が社会問題であると認識している。低所得家庭に対する金銭的な補助が、食に使われるか分かりかねる部分があるので、子供に直接的にサポートする仕組みがあると良いと思う。 また、公立高校の給食提供は、共働き世帯が多いので、給食があることで、より時間や気持ちに余裕ができる生活に繋がると思う。特に九段中等教育学校は前期課程が給食なので、後期課程の給食導入も速やかにできるのではと思う。</p> | <p>「子育て・教育ビジョン」第4章3「健康で安全に生活する力を育む教育の推進」に関連した、個別の取組みへのご意見として受け止めさせていただきます。</p> <p>高校における給食の提供に関しては、九段中等教育学校後期課程において令和6年1月から試験的に弁当の販売を行っています。試験購買の結果を検証し、来年度以降の実施について検討していきます。</p> <p>食に関するサポートへのご意見につきましては、関係する部署と情報を共有させていただきます。</p> |

| No. | 意見の概要 | 区の方考え方 |
|-----|--|---|
| 4 | <p>千代田区子育て・教育ビジョン(素案)について、細かく教育方針や考え方がよくわかる内容だったと思う。</p> <p>しかし、資料には学びやその教育の目的が書かれておらず、子供たちはなぜ学ぶのかという点が抜けていると感じる。個性は尊重する前提ではあるが、大筋でどのような人が評価されるのかという視点がないと従来の詰め込み教育が正となり、主体性がなく過ごす義務教育になりそうなイメージがある。</p> <p>もう1点は想像力を育む部分である。資料では全体的に子供へのインプットが多く、教育という観点から間違っていないがアウトプットの視点がないと現実社会で役に立たないのではと感じた。</p> | <p>ご指摘の1点目につきましては、「子育て・教育ビジョン」第3章1「基本理念」や同章3「めざす子どもたちの姿」において、区の基本的考え方や目指す姿を記載しております。</p> <p>2点目の想像力を育むという点につきましては、同第4章1「豊かな心を育て、多様性を認め合う人を育む教育の推進」において、関連する記載をしております。</p> <p>併せて、いずれのご指摘につきましても、日々の教育活動に関するご意見としても受け止めさせていただきます。各教科等を中心として、教育課程全体を通して、学習指導要領で育成を目指すべき3つの資質・能力にも示されている「思考力・判断力・表現力等」の育成にも注力してまいります。</p> |
| 5 | <p>共働き世帯も多いため学校のアフタースクールが充実していると助かる。例えばスイミングや英語教室等、有料でもいいので学校内でやってもらえると、子供を1人で塾に通わせる時の心配が回避され保護者は助かる。</p> <p>今使っているタブレットだが、重く、立ち上げにも時間がかかっている。紛失した場合の保護者への負担も大きいので、性能が低くても軽く、使いやすいものを検討してほしい。</p> | <p>「子育て・教育ビジョン」第4章4「予測困難な未来を切り拓くことのできる人材の育成」及び同章7「質の高い子育て・教育を支える環境の整備」に関連した、個別の取組みへのご意見として受け止めさせていただきます。</p> <p>アフタースクールを含めた学童クラブについては、同第4章7でも記載のとおり、その受け入れ態勢確保を進めるとともに、活動の質の向上に取り組んでまいります。ご意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p> <p>タブレットへのご意見につきましては、今後の機器更新の際の参考とさせていただきます。</p> |
| 6 | <p>子どもたちは小学校からICTを活用した教育を受けることができ、1人に1台配布していただいたタブレットは自学にも大変役に立っている。しかし、中学を卒業してしまうと、せっかく活用していたタブレットが無くなり、教育を受ける機会が減ってしまうと思う。</p> <p>また、これまで学校でAIを活用した学びの機会はない。</p> <p>タブレットはフル活用していても、AIについては非常に意識が低かった。</p> <p>このことから、学校でAIについて学べる九段中等教育学校の生徒と他の公立中学校2校の生徒では、意識の差が出て活用意欲にも差が生じると思う。</p> <p>「第4章 基本的方向性」の、特に2と4については九段中等に通う生徒は18歳まで、ビジョンに則った教育を受けることができるかもしれないが、麴町中学校と神田一橋中学校に通う生徒たちは、在学中や卒業後どのような学びの機会が得られるのだろうか。</p> <p>一部の生徒しか受けられない教育が、施策として実施していると言われることに違和感を感じた。</p> <p>九段中等に通う生徒も、他の2校に通う生徒も、ビジョン通り18歳までの子どもが統一的、効率的、効果的な教育を平等に受けられる施策であって欲しいと思い、意見として提出する。</p> | <p>ご意見は、「区立学校に通う全ての子どもたちが同様に受けられない取組みを、施策として子育て・教育ビジョンに記載するのはおかしいのではないか」というご指摘が主旨であると受け止めさせていただきました。</p> <p>区立中等教育学校の設置は、都内他区市町村にはない施策であり、千代田区らしさを表すものとして本ビジョンに記載をしております。また、生成AIにつきましては、九段中等教育学校が文部科学省のパイロット校として教育活動に取り入れております。その取組みの成果については、今後、区内各学校で共有していくことを検討しております。</p> <p>なお、言及いただきました一人一台端末として配布しているタブレットにつきましては、引き続き教育活動に効果的に活用してまいります。</p> |

教育委員会資料
令和6年3月12日
子ども総務課

(仮称) 千代田区子育て・教育ビジョン
(素案)

令和6年 月

千代田区教育委員会

はじめに

千代田区は平成 19 年度から、子育て支援を担当する部門と教育を担当する部門を統合し、0 歳から 18 歳までを見通した統一的・効率的・効果的な次世代育成支援施策及び教育施策を展開しています。

また、同施策の基本的な方針を定めるものとして、平成 22 年には「千代田区共育マスタープラン」を、平成 28 年には「千代田区共育ビジョン」を千代田区教育委員会として策定し、取組の推進を図ってきました。

この間、少子高齢化の進展や情報技術の著しい進化、気候変動問題をはじめとする地球規模の課題など、子どもたちを取り巻く環境の変化は増々大きくなっています。また、近年は新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の停滞、国際情勢の不安定化、急激な物価高騰などの事態が生じており、現代は先行きが不透明で予測困難な時代と言われています。

未来を生きる子どもたちには、このような社会の変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができる資質・能力を育んでいかなければなりません。

一方、このような予測困難な時代の下においても、千代田区の全ての子どもたちが、尊重され、健やかに育ち、豊かな人生を送っていくためには、これまで同様に家庭、学校・園、地域が一体となって子どもを共に育てていくことが重要です。

この子育て・教育ビジョンでは、このような状況を踏まえつつ、これからの時代を担う子どもたちのため、千代田区教育委員会が目指すべき基本的方向性を整理しました。

本ビジョンに基づき、子どもたちの未来が輝かしいものとなるよう、千代田区教育委員会は取組を進めてまいります。

令和 6 年 月

千代田区教育委員会

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 ビジョンの概要..... | 1 |
| 1 子育て・教育ビジョンとは..... | 2 |
| 2 ビジョンの期間..... | 5 |
| 3 ビジョンの評価..... | 5 |
| 4 ビジョンの推進体制..... | 6 |
| 第2章 子どもや教育を取り巻く状況..... | 7 |
| 1 社会の動き..... | 8 |
| 2 子どもの権利に関する動き..... | 9 |
| 3 国の教育施策等..... | 10 |
| 4 千代田区の人口状況..... | 11 |
| 第3章 基本理念及び体系..... | 13 |
| 1 基本理念..... | 14 |
| 2 子育て・教育ビジョンの体系..... | 15 |
| 3 めざす子どもたちの姿..... | 16 |
| 第4章 基本的方向性..... | 19 |
| 1 豊かな心を育て、多様性を認め合う人を育む教育の推進..... | 20 |
| 2 全ての子どもに確かな学びを育む教育の推進..... | 23 |
| 3 健康で安全に生活する力を育む教育の推進..... | 25 |
| 4 予測困難な未来を切り拓くことのできる人材の育成..... | 27 |
| 5 グローバルに活躍する人材の育成..... | 30 |
| 6 子どもの多様なニーズに応じた教育環境・相談体制の整備..... | 32 |
| 7 質の高い子育て・教育を支える環境の整備..... | 35 |
| 資料編..... | 38 |
| 1 基礎データ..... | 39 |

第1章 ビジョンの概要

1 子育て・教育ビジョンとは

- 千代田区では平成19年度から、子育て支援を担当する部門と教育を担当する部門を統合し、0歳から18歳までを見通した統一的・効率的・効果的な次世代育成支援施策及び教育施策を展開しています。子育て・教育ビジョン（以下「本ビジョン」という。）は、これら施策を所掌する教育委員会が、子育て・教育分野において目指すべき基本的方向性を示すものです。併せて、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画を包含するものとして本ビジョンを策定します。

教育基本法

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

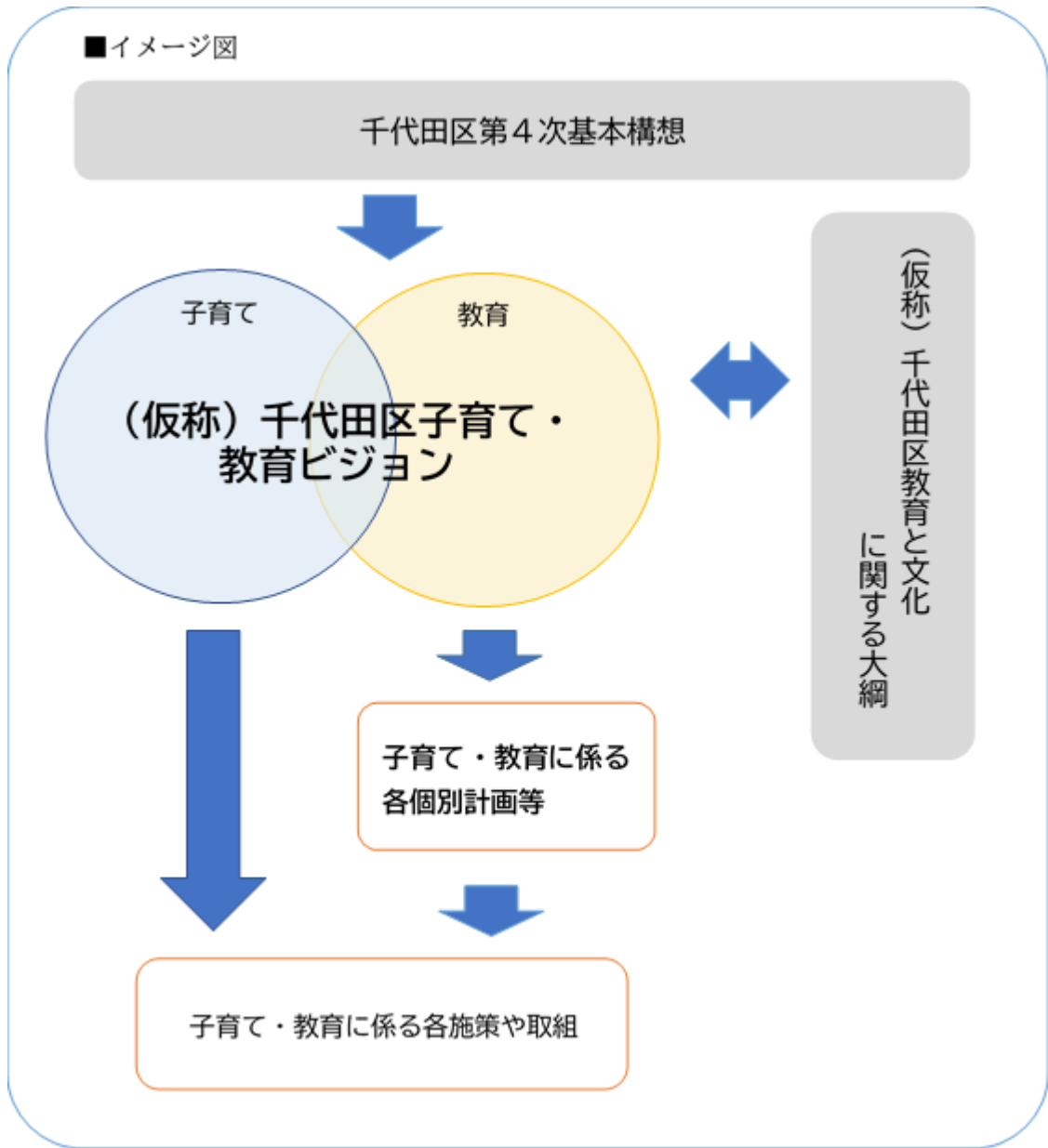
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

- 千代田区は、令和5年3月、区の将来像や分野別のあるべき姿を描き、その実現に向けて進むべき方向性を示すものとして、「千代田区第4次基本構想」を策定しました。本ビジョンは、同基本構想を踏まえつつ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき区長が策定する「（仮称）千代田区教育と文化に関する大綱」との整合性を図ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

■イメージ図



これまでの主な経緯等

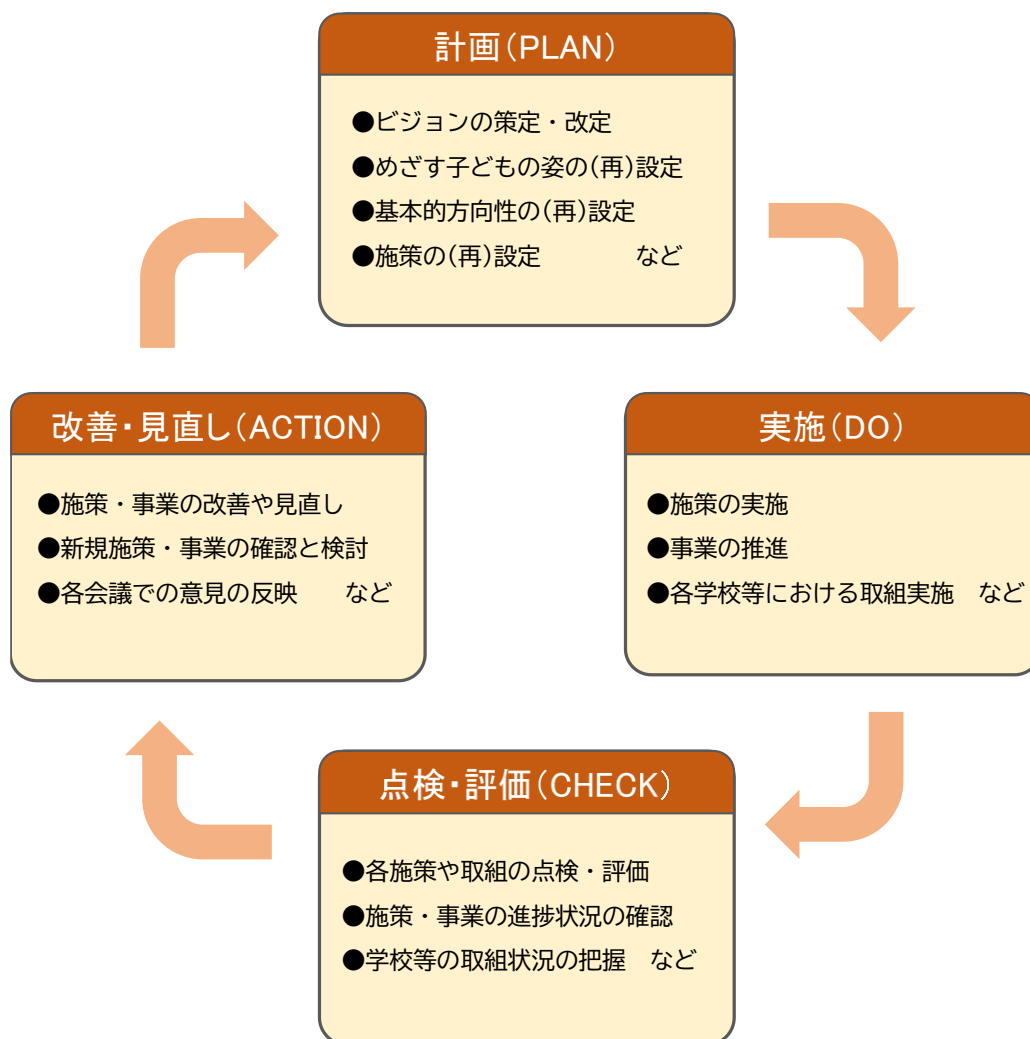
- 平成 22 年 4 月、千代田区教育委員会は「千代田区共育マスタープラン」を策定し、その中で「共育」を次世代育成支援施策及び教育施策の基本理念としました。「千代田区共育マスタープラン」は、教育基本法に基づく千代田区としての教育振興基本計画を包含するものとして策定しました。
- 平成 27 年 4 月、国は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」を施行し、「新教育長」や総合教育会議を設置すること、教育や文化等の振興に関する総合的な施策の大綱を首長が策定することなどが規定されました。
- 平成 28 年 3 月、千代田区は、「共育」の考え方を今後も引き続き発展させるとともに、子どもの健やかに育つ権利の実現と、0 歳から 18 歳までを見通した次世代育成支援施策及び教育施策を進めていくことをあらためて確認し、「千代田区共育大綱」を策定しました。また、併せて千代田区教育委員会においても、「千代田区共育マスタープラン」に代わり同施策の基本的な方針を定めるものとして、「千代田区共育ビジョン」を策定しました。
- 平成 29 年 3 月、千代田区教育委員会は、「千代田区共育大綱」と「千代田区共育ビジョン」で示した方針に基づき、施策の計画的な推進のため「千代田区共育推進計画」を策定しました。同計画は、次世代育成支援施策の基本計画と、教育振興基本計画との 2 つの性格を併せもつものです。

2 ビジョンの期間

本ビジョンの期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

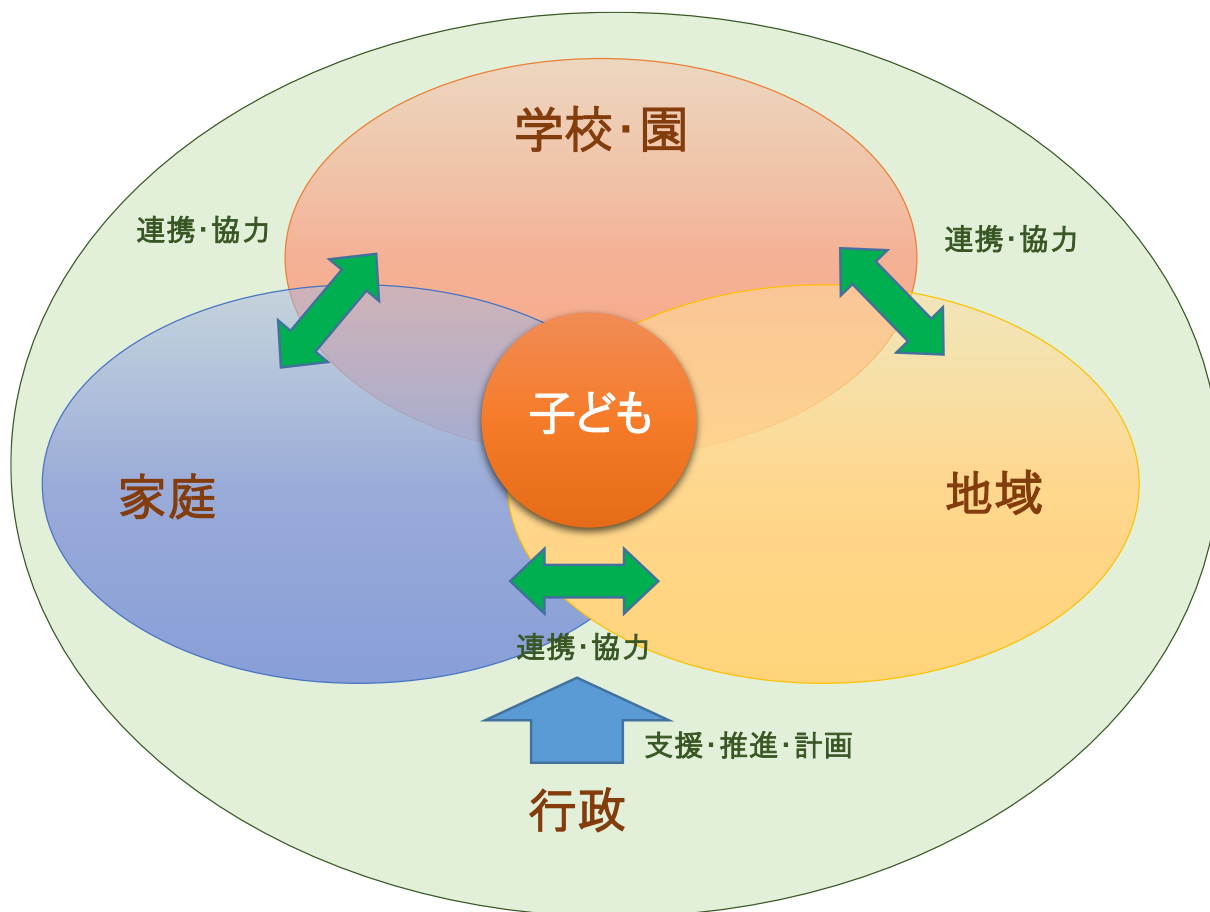
3 ビジョンの評価

- 本ビジョンに体系づけられた各施策や取組については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく点検・評価（以下「点検・評価」という。）を活用することで取組内容を検証します。
- より実効性の高い施策展開が可能となるよう、取組の実績や効果等について自己評価を行うとともに、この自己評価に対して学識経験者の知見を活用し第三者の視点から評価を行い、その後の施策展開に反映させていきます。評価結果を議会へ報告するとともに、区ホームページで広く区民に公表し、行政の透明化を図っていきます。
- 進捗状況や取組内容の検証、課題や成果等を踏まえた改善などPDCAサイクルを基本として、よりよい施策を実行していきます。



4 ビジョンの推進体制

- 本ビジョンの推進に当たっては、教育委員会だけでなく、庁内関係部署との連携が必要です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める総合教育会議で区長と教育委員会とが教育課題や取組等について協議し、教育施策に反映するとともに、関係部署と連携・協力していきます。
- 子どもの育成・教育は、学校・園のみならず、家庭、地域の総合力を発揮することが重要であり、区民や地域団体、企業や大学等との連携・協力が欠かせません。教育委員会は、これら多くの関係者との連携・協力の下、子どもの育ち・学びを支える仕組みづくりを進めていきます。



第2章 子どもや教育を取り巻く状況

1 社会の動き

- グローバル化の進展や情報化の波は、人々の価値観を多様化させ、またその生活を大きく変えてきました。それと同時に、国際社会の動向が人々の日常にも影響を与えるという社会構造をもたらしました。

次々と変容していく時代の中、様々な地球規模の課題が発生し人々の生活を脅かしかねない状況が続いています。これらの解決のため、異なる背景をもつ者同士が互いに協力し合い、共存・共生を図りながら持続可能な社会の構築を目指すことが必要になっています。

- 目まぐるしく変化する時代が続く中でも、特に現代は将来の予測が困難な時代とされており、VUCA¹時代ともいわれています。新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の不安定化はその象徴ともいえますが、その他にも、人口減少や少子・高齢社会、気候変動、価値観の多様化がもたらす新たな対立など、社会課題は新たな局面を迎えています。次代を生きる子どもたちは、これら社会課題とともに、これからの予測できない課題に直面していくこととなります。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会においてICTの活用が一層活発化されるとともに、デジタルトランスフォーメーション（DX²）の考えが浸透しました。教育分野においても、DXの視点が必要となっています。教育DXは、単に紙と鉛筆、黒板とチョークをデジタル機器に置き換えるということではなく、デジタル技術を用い、データを活用しながら学習のあり方や教え方等を変革していくということです。

- 一方、コロナ禍で様々な人的交流が抑制されたことは、地域社会をはじめとする人と人のつながりの大切さを実感する機会ともなりました。また、学校の臨時休業により、子どもたちの心身の健康を保障するという、居場所としての学校の役割が再認識されました。子どもの健やかな育ちのため、家庭、学校・園、地域等が一体となった支援を続けていくことが重要です。

¹ Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字をとった言葉

² デジタル技術によりサービスや業務、組織等を変革すること

2 子どもの権利に関する動き

- 我が国は、平成6年に児童の権利に関する条約を批准しました。同条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及び子どもの意見の尊重を一般原則として、全ての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していこうとするものです。この条約を基に、児童福祉法の改正など、子どもの権利に関する国内法が整備されてきました。

- 令和5年4月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、その環境等にかかわらず権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して制定されたものです。

同法では、差別の禁止や生命、生存及び発達に関する権利のほか、子どもの意見表明機会の確保や子どもの意見の尊重が基本理念として掲げられています。また、国や地方公共団体に対し、こども施策の策定等に当たって子ども等の意見反映に係る措置を講ずることを義務付けています。

- こども基本法の施行と同時に、内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されました。こども家庭庁は、これまで複数の省庁が担当していた子どもに関する事務を担うこととなります。また、子ども政策全体の司令塔として、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもや子育て当事者の視点に立った「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととしています。

3 国の教育施策等

(1) 学習指導要領等

国は、平成 29 年 3 月に幼稚園、小学校、中学校の学習指導要領等を、平成 30 年 3 月に高等学校の学習指導要領を改訂しました。

改訂された学習指導要領等では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという「社会に開かれた教育課程」の実現が重要だとしています。その上で、育成すべき資質・能力として、「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力・人間性等の涵養」の三つの柱が掲げられるとともに、これらの資質・能力を育むため、「主体的・対話的で深い学びの実現」という視点での授業や指導の改善について示されています。

なお、保育所保育指針等についても幼稚園教育要領と同時期に改訂が行われ、幼児教育の一翼を担う施設として、教育に関する内容について同要領との更なる整合性が図られています。

(2) 令和の日本型学校教育

中央教育審議会は、令和 3 年 1 月に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」の答申を取りまとめました。

この答申は、学習指導や生徒指導など、学校が児童・生徒の状況を総合的に把握し指導してきたこれまでの日本型学校教育を評価した上で、これから直面する時代の変化に向け、必要な改革を行い令和の日本型学校教育を実現するとしたものです。この中では、学習指導要領を踏まえながら、全ての子どもたちの可能性を引き出すため、個別最適な学びと協働的な学びをそれぞれ充実させることなどが示されています。また、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTが必要不可欠なものであるとしています。

(3) 我が国が目指す社会 (Society 5.0)

国は、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月閣議決定）において、我が国が目指す社会として、「Society 5.0¹」を掲げました。同計画では「Society 5.0」を、国民の安全と安心を確保する持続可能性と強靱性を備えつつ一人ひとりの多様な幸せ (well-being) が実現できる社会と示しています。また、その実現のための人材育成として、初等中等教育段階から課題に立ち向かう探究力を強化する必要があるとしています。

(4) 第4期教育振興基本計画

令和5年6月、国は第4期教育振興基本計画を閣議決定しました。同計画は、5つの基本的な方針と16の目標から構成され、第3期教育振興基本計画以降に生じた社会の潮流を踏まえ策定されています。

同計画では、教育基本法の理念等の実現がこれからの時代において変わることのない教育の「不易」であるとしつつ、そのためにも社会や時代の「流行」を取り入れることが必要という、教育の「不易流行」の考えを基調としています。また、社会の現状を踏まえながら、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング²の向上」をコンセプトに掲げています。

4 千代田区の人口状況

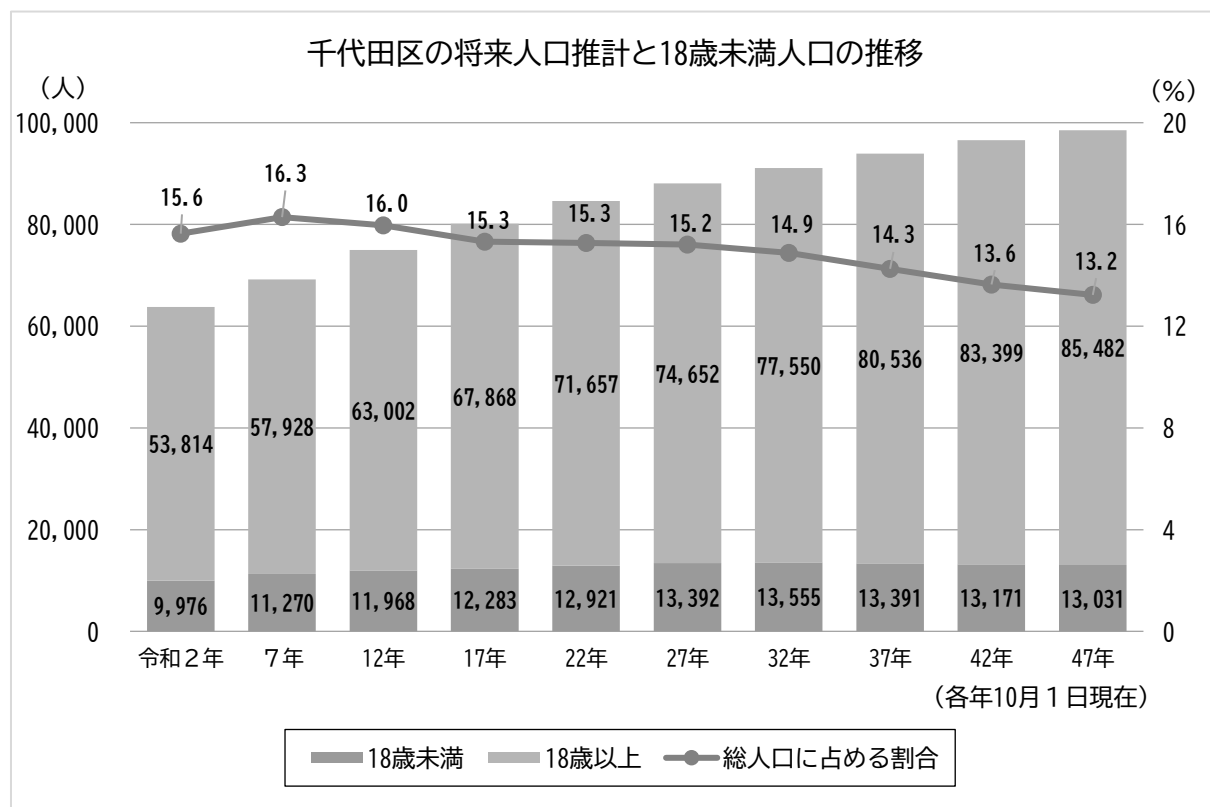
- 我が国は21世紀初頭から人口減少社会に突入し、少子高齢化も急速に進んでいます。一方で千代田区は、平成12年に住民基本台帳人口が39,297人まで落ち込みましたが、平成13年以降増加が続き、令和6年1月1日時点の同人口（外国人を含む）は68,755人となっており、さらに今後も増加する見込みとなっています。また、外国人人口についても、平成27年以降、一時的な落ち込みはあったものの増加傾向であり、令和6年1月1日時点の住民基本台帳上の同人口は3,858人となっています。
- 区立小中学校（中等教育学校前期課程含む）に通う児童・生徒数も増加傾向にあり、平

¹ サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会

² 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、多様な個人がそれぞれ生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念

成 25 年には 3,506 人であった同児童・生徒数は、令和 5 年で 4,474 人（いずれも 5 月 1 日時点）となっており、今後もこの増加傾向は続く見込みです。

また、区立小中学校における日本語指導を必要とする児童・生徒の数も年々増加している状況です。



【出典】 令和 3 年度千代田区人口ビジョン

※令和 2 年国勢調査（10 月 1 日時点速報値）における千代田区の日本人人口を基準にしたもの

※当該推計は日本人のみ

第3章 基本理念及び体系

1 基本理念

子どもの健やかな育ちをまち全体で支援し、 一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす

- これからの時代を担う子どもが健やかに育ち、将来にわたって幸福な生活を送るためには、家庭と学校・園、地域等が一体となって共に子どもの成長を支え、見守っていくことが不可欠です。

子どもの養育と発達に対する第一義的な責任は家庭にあります。子どもの成長にとって家庭環境は重要です。保護者は、子育てにおける家庭の責任を十分に自覚すると同時に、常に「子どもの最善の利益」を考えながら子どもを育てていかなければなりません。

また、子どもの成長において学校・園の果たす役割が大きいことは言うまでもありません。子どもは、子ども同士や教員等の大人など多様な人間関係の中で成長していきます。学校・園は、全ての子どもにとって安心できる学びの場である必要があります。

さらに、学校・園だけではなく、地域や団体、企業等が子どもや子育て家庭を支えていくことも重要です。子どもが千代田区に愛着をもつとともに、様々な価値観を尊重する力を身に付けるためにも、地域社会が子どもに関わりをもつことが求められます。

- 全ての子どもが誰一人取り残されることなく、変化の激しい時代を生き抜いていくためには、一人ひとりのもつ可能性を最大限に伸ばしていくことが重要です。そのためには、子どもたち一人ひとりの多様な能力や適性等を的確に捉えるとともに、その成長やつまづき、悩みなどの理解に努め、きめ細かい指導・支援を行っていかなければなりません。

全ての子どもが充実した時間を過ごせる教育・保育活動を実施し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期から教育期まで、すなわち0歳から18歳までの連続した次世代育成支援施策及び教育施策を推進していく必要があります。

- 児童憲章では、「児童は、人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられる」とされ、「すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」と宣言されています。また、児童の権利に関する条約では、「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め」とされています。

子どもの健やかな育ちを実現するため、子どもに関する施策の展開に当たっては、子どもの生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を尊重し、子どもの最善の利益を考慮していきます。

2 子育て・教育ビジョンの体系

基本理念を実現するために、「めざす子どもたちの姿」を掲げ、具体的な施策展開のために基本的方向性を示します。

地域全体で子どもを見守り、めざす子どもたちの姿を実現できるよう、基本的方向性に従った施策を実施します。



3 めざす子どもたちの姿

「千代田区子育て・教育ビジョン」では、未来を担う千代田区の子どもたちの姿として、次のような人づくりを目指します。

(1)主体的に判断する

- ◎習得した知識・技能を思考・判断・表現に生かす人
- ◎失敗を恐れず、様々な課題に意欲的に取り組める人
- ◎情報を読み解き自己の信念に従って行動ができる人
- ◎自己肯定感や自尊感情をもち高めることができる人

変化が激しく予測困難な時代の中でも、自己の能力や個性を生かしながら主体的に判断し行動する人づくりを目指します。

- VUCA時代といわれる今後の社会を主体的に生きていくためには、その基礎となる力を確実に培っていくことが求められます。必要な知識・技能を身に付けるとともに、それを自己の思考・判断・表現等に生かし、更に向上させていくことが重要です。
- また、子どもたちは、これから歩んでいく人生の中で様々な課題に遭遇します。これら課題は社会的な課題もあれば個人的な課題もあるでしょう。これら課題を解決する過程では、失敗を恐れず粘り強く取り組み、その経験の中で新たな発見、成長を繰り返すことが大切です。
- SNS等の普及により、インターネット上で誰もが容易に自己発信ができ、その情報を簡単に入手できる社会となりました。こうした社会の中では、自分の考えをしっかりともちながら情報を読み解き、判断し、周囲に流されることなく行動すること、そして現実社会における人と人との触れ合いの中で自分を見つめ直すことが重要です。
- 子どもたちが自分の能力を磨き、失敗を繰り返しながら経験を積み、様々な情報が行きかう中で主体的に生きるためには、自分自身を大切にする力を身に付けなければなりません。全ての子どもが、自分自身を受け入れ自己肯定感と自尊感情を高めていくことができるよう、子どもの可能性を信じ、一人ひとりの個性に応じた指導・支援を行っていく必要があります。

(2)多様な人々と共に生きる

- ◎周囲の人と対話し、協働して課題を解決できる人
- ◎感性を磨きつつ、思いやりや慈しみの心をもつ人
- ◎多様性を受け入れ、他者の価値観を尊重できる人
- ◎自国の文化や地域を理解し、愛着と誇りをもつ人

他者への思いやりの心を持ち、様々な価値観を尊重しながら周囲と協働できる人づくりを目指します。

- 人と人が結びつき支え合いながら成り立っているこの社会では、周囲の人と相互に理解を深め、共に生きていく姿勢が重要です。他者との相互理解のためには、十分な対話が必要不可欠です。また、複雑化する社会の課題を解決するためには、様々な背景や考えをもつ人々と協働し、知識や意見を共有しながら新たな解を創出していくことが求められます。
- また、周囲との相互理解や協働に当たっては、人間らしい豊かな感性で思考し行動することが大切です。豊かな感性は、他者に対する思いやりや慈しみの心を育てることにもつながります。子どもたちが、他者の存在を尊重するとともに、周囲からも尊重され自分らしく生きることができるようになることが必要です。
- グローバル化や価値観の多様化が言われて久しい中、様々な人々と共に生きていくためには、異なる価値観に対する柔軟性やそれを受容することが重要です。年齢や性別、国籍や障害の有無にかかわらず、他者の存在や価値観を尊重し、互いに理解し合うことが求められます。
- 一方、多様な文化や価値観を尊重するためには、自国や自分の住む地域の歴史・文化を理解し、誇りをもつことも重要です。これからの時代を生きるに当たっては、自己のアイデンティティをしっかりと認識しながら、異なる文化や価値観を尊重し様々な人々と共生していくことが求められています。

(3)自ら未来を切り拓く

- ◎高い志をもって、現実と向かい合うことのできる人
- ◎社会の変化を柔軟に受け止め、粘り強く挑戦する人
- ◎自己の学びを他人や社会のために生かそうとする人
- ◎未知の課題を発見、解決し新たな価値を創造する人

予測できない未来に向けて、高い志と柔軟な精神をもって挑み、社会のために自己の力を発揮できる人づくりを目指します。

- 社会の変化の激しい時代においては、そのような変化を前向きに捉え、高い志をもって様々な課題にもしっかりと向き合うことが求められています。
- また、社会の変化を柔軟に受け止め、未知の課題に粘り強くチャレンジし、生涯にわたって学び続けていく姿勢が重要です。
- さらに、一人ひとりが自分自身のよさや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、様々な人と協働しながら課題を乗り越えていくことが、持続可能な社会を実現するためには重要です。他者とのつながりや関わりの中で生きていることを自覚し、相互に多様性を認め合い、他者や社会のために自らが学んだことを生かしていくことは、豊かな人生を歩む上で欠かせません。
- 近年、新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の不安定化等、これまでに経験したことのない複雑かつ困難な課題への対応が求められています。誰も正解を知らない、答えが分からない状況の中で、何が課題か、どう解決していけるのかを考えていかなければなりません。そして、変化の激しい時代を乗り越えていくためには、発見した課題に対し自らの可能性を発揮しながら取り組み、伝統や文化を大切にしながらも、新しい価値を創造していくことが必要です。

第4章 基本的方向性

1 豊かな心を育て、多様性を認め合う人を育む教育の推進

(1) 現状と課題

- 様々な文化や価値観を有する人々と共に生きていくことが当たり前となっていくこれからの時代は、全ての人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現がこれまで以上に求められます。また、多様性を認め合い相互に理解する心をもつとともに、自分を価値ある存在として認識することも重要です。
- デジタル化やオンライン化が進み、高度に情報化された社会が到来しています。そのような社会であるからこそ、思いやりの心や他者を尊重する気持ち、社会性や規範意識などを育むとともに、実体験の中で人と関わり、人と人のつながりの大切さを感じる経験が重要です。
- 読書活動は、言語能力の向上のためだけでなく、子どもの精神的な成長にとって不可欠なものです。読書により、子どもたちは新しい世界を知り、想像力や他者への共感、思いやりの心など、豊かな感性を育むことができます。また、文字や活字は知の探究であり、文化を育むものでもあります。子どもたちが常日頃から読書や文字・活字に親しむ機会の確保が求められます。
- 千代田区では、「いじめ防止等のための基本条例」や「いじめ防止等のための基本方針」を制定し、いじめ問題に対し総合的に取組を進めています。いじめ防止に当たっては、心の教育を重視した学校づくりや、いじめや差別を許さない雰囲気を作るのが重要です。また、児童・生徒が相談しやすい体制づくりを行うとともに、いじめの兆候等を見逃さず、早期発見や早期対応を図っていくことが必要です。

(2) 施策の方向性

● 人権教育の推進

子どもたちが発達段階に応じて、人権に関する知的理解を得るとともに人権感覚を養い、意識や態度、実践的な行動力など様々な資質・能力を身に付けられるよう、教育活動全体を通じて人権教育を推進します。また、人権尊重の精神に立った学校づくりに取り組みます。

● 豊かな心を育む教育の推進

乳幼児期からの身近な大人との信頼関係を基盤に、思いやりや命の大切さ、自己肯定感、規範意識などを育みます。また、多様な他者との学び合い等を通し様々な価値観等を尊重する態度を育成します。

● 読書活動の推進

朝読書や読み聞かせ、ビブリオバトルの実施などにより、子どもたちが読書に親しむ環境をつくり、豊かな感性を育みます。また、調べ学習に当たって学校図書館等を活用するなど、本を手にする機会を確保していきます。

● いじめの防止対策の推進

人権教育や道徳教育を充実させ人権感覚や他者への思いやり、自尊感情などを育むとともに、全ての児童・生徒が達成感をもてるような学級づくりを推進します。また、アンケートの実施や外部人材の活用等により児童・生徒の状況把握を行うとともに、家庭や関係機関と連携しながらいじめ問題に対し組織的に対応していきます。

(3) めざすべき姿

- 人権教育の確実な推進により、子どもたちが人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようになっていきます。
- 「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実により、子どもたちに、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性が養われています。また、自然体験活動や集団宿泊活動、地域行事への参加など豊かな体験活動の積み重ねにより、自然を大切にす心や社会に参画する態度等が育まれています。
- 学校・園をはじめ家庭や地域での生活の中で、子どもたち一人ひとりが大切にされ、信頼できる大人との信頼関係が築けています。
- 教科や学校行事を通して、障害の有無等にかかわらず多様な子どもたちが共に学び交流する機会や、障害者スポーツに触れる機会などを確保することにより、子どもたちが多様性を尊重する態度を身に付けています。
- いじめはどの学校でも、どの児童・生徒でも起こりうるとの認識に立ち、早期発見・早期対応を基本とした取組を行うとともに、いじめの起きない風土づくりやいじめを見逃さない体制を整えることにより、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができます。

人権教育・道徳教育の推進

多様性を尊重する心を育み、共生社会の担い手となる人材を育成するためには、人権感覚を身に付け、道徳性を伸長することが重要です。

千代田区では、人権教育の一層の充実を図るために東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム」を活用して、幼児・児童・生徒がその発達段階に応じた各学校・園の人権教育計画をもとに、様々な人権課題について学びます。自らの権利と義務、自由と責任についての認識を深め、他者の人権を尊重し、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことができる子どもを育てていくための教育活動を進めています。

また、道徳教育では、特定の価値観を押し付けるのではなく、発達段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童・生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」を進めています。

こうした実践が充実したものとなるよう、道徳教育に関する専門家である「心の教育コーディネーター」を派遣し、教職員研修の充実や道徳授業地区公開講座への活用を進め、学校、家庭、地域が連携した取組を推進しています。



2 全ての子どもに確かな学びを育む教育の推進

(1) 現状と課題

- 千代田区は平成14年4月、全国の先駆けとして幼稚園と保育園を一元化した千代田区独自の「こども園」を創設し、地域の子どもが保護者の就労状況で区別されることなく、同じ内容の育成課程を受けられる取組を開始しました。
また、一部の幼稚園に保育所を併設した幼保一体施設を設け、子どもの成長や学びの連続性を考慮した幼児教育・保育を提供するとともに、小学校8校に幼稚園・こども園8園を併設し、幼児期から学齢期への円滑な接続を図っています。
- 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎となる重要な時期です。子どもは、同世代や大人との関わり、遊びや生活などの中で学び、成長していきます。就学前施設においては、その施設類型にかかわらず子どもが発達に必要な体験を得られるよう、自発的な活動としての遊びを生み出すための環境を整えていくことが必要です。また、幼児期に身に付けたことを学校教育での学びに円滑につなげ、子どもたちのより一層の成長に結びつけていかなければなりません。
- 学校教育において、基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着を図るためには、日々の授業において子どもたちが「わかる」を繰り返し、達成感をもって学習に臨めるようにすることが必要です。
- 指導の個別化と学習の個性化による「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動などを通した「協働的な学び」の一体的な充実により「主体的・対話的で深い学び」を実現し、全ての子どもたちの可能性を伸ばし、持続可能な社会の創り手を育成していくことが求められています。
- 千代田区は、都内で唯一、基礎的自治体として中等教育学校を設置しているほか、中学校2校を学校選択制とし、中等教育における選択の幅を広げています。引き続き、0歳から18歳までを見通した学びの保障により、未来を担う次世代の育成に取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の方向性

● 就学前施設における学びの実践

子どもたちが就学前に育みたい資質・能力を身に付けられるよう、信頼関係を築きながら子ども一人ひとりの理解に基づき、遊びを通した主体的な活動や望ましい体験を保障する環境構成や適切な援助に取り組めます。また、保育公開や実践事例の共有等により実践力を高めていきます。さらに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにして、保幼小の教職員が子どもの育ちを共有しながら、乳幼児期から児童期の発達の流れを

踏まえた指導に取り組めます。

● 基礎学力の定着

少人数指導や習熟度別指導のほか、ICTも活用した指導の個別化を進めることにより、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、基礎学力の定着を図ります。

● 「主体的・対話的で深い学び」の実現

子どもたちが見通しをもって粘り強く取り組み、自己の考えを広げ深めながら問題を見出して解決策を考え創造に向かう学びができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を進めます。

● 連続性ある学びの保障

保育・幼児教育・初等教育・中等教育の連続性の中で、全ての子どもたちの可能性を伸ばし、未来を切り拓くための資質・能力を育成できるよう、質の高い保育・教育の維持・向上に取り組めます。また、研修等の充実により教職員の指導力等の向上を図ります。

(3) めざすべき姿

- 就学前施設における乳幼児教育のより一層の充実を図ることで、園が子どもたちにとって豊かな経験を得られる場となり、子どもたちに生きる力の基礎が育まれています。また、発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育の充実により、子どもたちの資質・能力が伸ばされています。
- 学習内容の確実な定着とともに、一人ひとりに応じた学習活動・学習課題の提供や多様な他者との協働を充実させることにより、全ての子どもたち一人ひとりの可能性が最大限伸ばされ、新しい時代に必要な資質・能力を身に付けています。
- 0歳から18歳までにわたる質の高い保育・教育を提供することにより、子どもたちが将来にわたって幸福な人生を送るための力を育むことができます。

3 健康で安全に生活する力を育む教育の推進

(1) 現状と課題

- 人生 100 年時代を迎えつつある今、豊かで充実した人生を送るためには、生涯にわたって心身の健康を保持増進していくことがますます重要となっています。そのためには、子どもの頃から運動やスポーツに親しみ、体力を維持向上させていくことや、健康的な生活習慣を形成すること、健康で安全な生活を送るための資質・能力を身に付けていくことが欠かせません。
- 体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康維持の基礎となるだけでなく、意欲や気力などの精神面の充実など、人間の心身の健全な発達・成長を支えるものです。子どもたちが運動を通じて自ら体力を高めていく習慣を身に付けられるようにすることが必要です。
- 健康的な生活を送るためには、規則正しい生活リズムや生活習慣のほか、健全な食生活を実践していくことが重要です。一方、人々の生活状況の変化などにより、その実践が困難な場面も生じています。子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって心身ともに健やかに生き、豊かな人間性を育む基礎を培うための取組が必要です。
- 自然災害や交通事故、犯罪等、子どもたちを取り巻く安全に関する環境は、年々変化しています。子どもたちが学校・園で生き生きと、安心して学べるようにするためには、その安全が確保されていることが不可欠です。また、子どもたちが自ら安全に行動し、生涯を通じて安全な生活を送る資質・能力を培っていくことが求められます。

(2) 施策の方向性

● 基礎体力の向上

国や都の調査を活用しながら子どもたちの体力状況を把握・分析し、体力向上に係る取組の成果と課題を検証してその改善を行うとともに、脳・神経・筋肉等の調和的発達を促進する取組を進めるなど、子どもたちの基礎的な体力向上を図ります。

● 部活動における指導体制の充実

部活動の指導において地域人材の活用や外部委託を図ることにより、より最適で安定した指導が行える体制を構築するなど、子どもたちが安心して継続的に部活動に取り組める環境を整えます。

● 食育の推進

栄養バランスのとれた学校給食の提供のほか、各教科での指導等に関連させながら、栄

養のバランスや規則正しい食生活、自然の恩恵・勤労への感謝や食文化についてなど、食育を推進していきます。

● 危険を回避する力の育成と安全管理

刻々と変化する自然状況や社会状況に的確に対応しながら、子どもたちの発達段階等に
応じた安全教育や防災教育を推進します。また、家庭や地域等との連携や情報共有を密に
しながら、安全で安心に学校・園生活が送れるような環境を整えていきます。

(3) めざすべき姿

- 運動やスポーツの楽しさ、大切さを実感できる取組を継続するほか、スポーツを通じ
て他者と関わる楽しさを実感する機会を充実させることにより、子どもたちが生涯にわ
たって心身の健康を保持増進することができる資質・能力を身に付け、自ら体力を高め
る習慣が涵養されています。
- 健康的な生活を送れるよう、望ましい食事の手本となる献立開発等により学校給食の
一層の充実を図るとともに効果的な食育を進め、子どもたちが生涯にわたって健やかに
生きるための基礎が培われています。
- 教育活動全体を通じて安全教育や防災教育を進めることにより、子どもたちに生涯を
通じて安全な生活を送る基礎や災害に適切に対応する能力の基礎が培われているととも
に、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力が育成されて
います。また、地域等との連携をこれまで以上に深めて安全で安心な通学路の環境確保
を図るなど、学校・園の安全管理が進んでいます。

4 予測困難な未来を切り拓くことのできる人材の育成

(1) 現状と課題

- Society5.0の到来など社会が劇的に変化していく中、子どもたちが持続可能な社会の創り手として活躍していくためには、予測困難な未来を前向きで主体的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を身に付けることが大切です。
- 学習指導要領では、情報活用能力¹を言語能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けました。情報活用能力は、情報を受け身ではなく主体的に捉え、何が重要かを主体的に考えながら見いだした情報を活用して他者と協働し、新たな価値を創造するために重要な能力であるとされています。また、情報社会の中では、様々な情報技術を受け身ではなく主体的に選択していくことや、手段として効果的に日常生活の中で活用していく力が必要です。
- 未来の担い手である全ての子どもたちの可能性を最大限に引き出していくためには、一人ひとりの特性や学習進度等に合わせた指導の個別化や、子どもが興味関心に応じて学習を広げていく学習の個性化といった、子どもが自己調整して学習を進めていくことが重要になってきます。また、その実現のためには、ICTを有効に活用していくことが不可欠です。
- 千代田区では、国の「GIGAスクール構想」を受け、令和2年11月から区立学校の児童・生徒に一人一台のタブレットパソコンを配布しています。また、ICTを活用して学び方・教え方・働き方を改革し、子どもの学びを未来につなげるための取組として「ちよだスマートスクール」を推進しています。
- スマートフォンやSNSの急速な普及とともに、その利用も低年齢化が進んでいます。子どもたちには、情報社会での行動に責任をもつことや危険回避など情報を正しく安全に利用すること、情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど、情報モラルを身に付けることが必要になっています。
- 予測困難な時代の中、子どもたちが社会的・職業的に自立し、自分らしく生きていけるようにするためには、その基盤となる力を身に付けることが必要です。目標に向けて主体的に学ぶ態度や、社会に参画する意識、勤労観や職業観を育んでいくことが求められます。
- 社会の課題が複雑・困難化している中、持続可能な社会の創り手として活躍できる人

¹ 世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等も含むとされている。

材育成のためには、実社会の課題発見や解決に生かせる学びの充実が求められます。

(2) 施策の方向性

● ICTやAIを活用した教育の推進

引き続き「ちよだスマートスクール」を推進し、これまでの実践を踏まえながらICTを効果的に活用して子どもたちの資質・能力を育てていくとともに、子ども自身が学習方法を決める学びを目指します。また、ICTの活用や情報技術に係る教員の資質・能力の向上を図るほか、適切なICT環境の整備・更新を行っていきます。さらに、AIなど新たな技術を学びに生かしていくための検討を進めていきます。

● 情報社会の中で適正に活動する力の育成

様々な機会を捉えながら地域や団体等とも連携し、子どもたちが社会の一員として安全に情報や情報機器を利用し、将来の新たな危険の出現にも対応できるよう、情報モラル教育を推進していきます。

● 社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成

学ぶことの意義や働くことの意義、社会への貢献について考え、主体的に学びや学校生活に取り組むことができるよう、特別活動をはじめとする様々な教育活動の中でキャリア教育を推進していきます。

● 社会課題を解決する力の育成

各教科等において探究的な学習活動を充実させるほか、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育であるSTEAM教育を推進するなど特色ある教育活動を実施し、子どもたちが新たな価値を創造し社会の創り手となれる力を育てていきます。

(3) めざすべき姿

- 情報活用能力をはじめ未来社会を切り拓くための力の育成が図られているとともに、一人ひとりに合った豊かな学びが実現されています。また、子どもたちが情報社会の中で社会の一員として適正に活動するための考え方や態度を身に付けています。
- 学習履歴をはじめとする教育データの可視化や分析を図り、教員がデータに基づいた指導を行うほか子ども自身が自己の学習状況を把握することで、全ての子どもたちの可能性が最大限に伸ばされています。

- 子どもたちが、困難な未来を切り拓き自分らしく生きるとともに、社会的価値を創造していけるよう、学校における教育活動全体で資質・能力の育成が図られています。

生成A Iの活用について

- ・ 生成A Iは、新たな情報技術として急速な発達を遂げ社会に普及し始めています。多大な利便性の一方で、活用や規制の国際的なルール作りに向けた議論が始まったばかりであり、個人情報流出や著作権侵害のリスク、偽情報の拡散や学習意欲等への影響など、活用に伴う様々な懸念が指摘されてもいます。
- ・ このような状況を踏まえ、文部科学省は令和5年度、学校関係者が現時点で生成A Iの活用の適否を判断する参考資料として、「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」を取りまとめました。また、これに基づき、教育現場での生成A I活用に関し今後の更なる議論に資するよう、知見の蓄積を進めるため、生成A Iパイロット校を募集しました。千代田区では、九段中等教育学校がこれに応募し、同パイロット校としての指定を受けました。
- ・ パイロット校として同校では、教員の研修会を行ったほか、生成A Iを活用した授業を実施し、校内での実践を図りました。
- ・ 同校では今後も、生成A Iを活用した授業を全学年で実施するなど、情報活用能力の一部として生成A Iの仕組みの理解を深め、生成A Iを適切に学びに生かす力を高めるための取組を進めていきます。

5 グローバルに活躍する人材の育成

(1) 現状と課題

- グローバル化が進展する中では、世界の人々と対話し協働していく機会が増えていくことが見込まれています。また、近年、千代田区においても外国人人口は増加傾向にあり、地域で外国人と交流し、共に暮らしていくことが当たり前となってくるのが想定されます。世界の共通言語となっている英語を操る力や、主体的にコミュニケーションを図る姿勢、自らの考えを論理的に説明できる力等は、これからを生きる子どもたちに必要な資質・能力となっています。
- 平成 29 年 3 月（高等学校は平成 30 年 3 月）に改訂された学習指導要領においては外国語教育の充実が掲げられ、小学校中学年では「外国語活動」が、小学校高学年では「外国語科」が導入されています。
- グローバル社会の中では、自国や自分の住んでいる地域に対する理解を深めていくことが必要です。日本や千代田区の歴史や伝統文化を学び、愛着と誇りをもつ心を育むことは、異なる文化を認める姿勢にもつながります。
- 様々な国・地域の人々との協働や、身近な外国人との交流に当たっては、異なる文化や価値観を理解し尊重する態度が欠かせません。また、日頃から国際的な視野をもって物事を考える力も必要です。子どもたちが多様な文化や価値観と接する機会を確保することや、世界の中の一員としての自覚をもてるようにしていくことが重要です。

(2) 施策の方向性

● 英語力の伸長

研修等の実施により教員の授業力を高めるなど、外国語活動や外国語科の充実を図ります。また、実践的な英語力を身に付けるため、外国人人材や体験型英語学習施設等を活用し、学校内外で生きた英語に触れる様々な機会を創出します。

● 伝統文化への理解促進

授業を通じて日本や千代田区に関する歴史や文化への理解を促進します。また、学校・園の実情に応じ、日本の伝統文化や地域の伝統芸能などに関して特色ある教育活動を行っていきます。

● 多文化理解の促進と国際感覚の育成

多様な文化に対する理解を深めるとともに豊かな国際感覚を育むため、区内大使館等との連携や I C T を活用した海外との交流活動を行い、国際的な交流を推進していきます。

(3) めざすべき姿

- 体験型英語学習施設の更なる利用を進め、目的に応じて英語を活用する機会を充実させるなど、連続性をもった英語教育の推進を図ることにより、子どもたちが生きた英語を身に付けています。また、協働的な学びや探究的な学びなどを通じて、自分の考えを論理的に説明したり解決に向けて話し合ったりできる資質・能力を培うことにより、グローバル社会の一員としてたくましく生き抜き、活躍できる力を身に付けています。
- 国際交流の場や国際理解の機会を充実させることにより、多様な文化について理解を深め、それを尊重する姿勢や異なる文化をもった人々と共に生きていく態度が養われています。また、区内文化財等も活用することで日本や千代田区についての理解が深まり、郷土への愛着と誇りをもつ心が育まれています。

体験型英語学習施設の活用

- ・ 千代田区では、児童・生徒の国際理解教育の一環として、「TOKYO GLOBAL GATEWAY」(TGG)における体験活動を実施しています。
- ・ TGGは、東京都教育委員会が開設した体験型英語学習施設です。レストランやホテルなど海外での場面を疑似体験しながら、英語を使う楽しさや必要性を体感し、英語を学ぶ意欲を向上させるきっかけとなる場として設置されました。子どもたちにとってこの体験は、英語力の伸長はもちろんのこと、失敗を恐れずにコミュニケーションを図る態度を身に付ける機会ともなります。
- ・ 令和5年度現在千代田区では、小学6年生と中学2年生が本施設を利用しています。本施設の活用を更に充実させ、実践的な英語力を段階的に伸ばしていくとともに、主体的なコミュニケーションを図る態度の育成に取り組んでいきます。



6 子どもの多様なニーズに応じた教育環境・相談体制の整備

(1) 現状と課題

- 誰一人取り残されない共生社会の実現のためには、教育の現場においても、多様な子どもたちが誰一人排除されずそれぞれのニーズに応じた支援を行うことにより、自立と社会参加に向けた資質・能力を育んでいくことが必要です。
- 千代田区では近年、不登校の児童・生徒数が増加傾向にあります。また、全国的にも、令和4年度の不登校児童・生徒数は過去最高となっており、不登校対策の充実が喫緊の課題です。様々な状況を抱える不登校の子どもに対しては、それぞれのニーズに応じた支援を行うとともに、多様な学びの場を確保していくことが求められています。
- 特別支援学級や特別支援教室に在籍・通室する児童・生徒数についても増加しています。全ての子どもがその障害の状態や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を受け、そのもてる力が最大限に伸ばされるよう、インクルーシブ教育を充実させていく必要があります。
- 子育てに目を向けると、身近に頼れる親族等がない、近所付き合いが希薄になっているなど、子育て家庭の孤立化が指摘されています。こうした中、子育てに関する不安や悩みの相談、虐待に関する相談は増加傾向にあり、相談体制の整備とともに、各家庭の状況に合わせた支援の充実が求められています。
- 子どもの障害や発達に関する相談も増えており、区独自の子ども発達センターでは、言語や運動、心理などの専門指導の利用希望者が増えています。今後のニーズの増加に対応できるよう、子ども発達センターの事業拡充や、民間の療育機関など関係機関との連携を含めた、地域における体制の強化が求められています。
- 児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨を踏まえ、子どもの4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を推進していかなければなりません。そのためには、子ども自身が自分の権利について知ることや、自身の困りごとを相談できる環境が必要です。

(2) 施策の方向性

● 不登校対策の充実

適応指導教室の機能拡充を図るとともに、学校内で教室に入ることの難しい児童・生徒が落ち着いて学べる場所の確保を進める等、子どもたちの個々の状況に応じた支援の充実を行っていきます。また、フリースクールとの連携など多様な選択肢についての検討を進めます。

● インクルーシブ教育の推進

共生社会の実現に向けては、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、そのためには特別支援教育を着実に進めていく必要があります。特別な支援を要する子どもたちが自立と社会参加を果たせるよう、個別の指導計画や個別の教育支援計画に基づき、個性と能力に応じた適切な指導と必要な支援を行います。また、関係機関が有する様々な支援に関する情報を学校・園において適切に活用し、効果的で丁寧なインクルーシブ教育を推進していきます。

● 相談・支援体制の強化

妊娠期から子育て期にわたり、子育てに関する相談に迅速かつ的確に対応できる相談体制を整備し、児童福祉法に基づく「こども家庭センター¹」の設置に向け、妊産婦や子ども、子育て世帯への一体的な相談支援の提供に向けた母子保健と児童福祉の連携の強化と支援の更なる充実を図っていきます。また、虐待相談への対応強化に向けては、児童相談所との更なる連携強化策を検討していきます。

● 児童発達支援の充実

子どもの障害や発達に関する相談に関係機関と連携し適切に対応できるよう、児童福祉法に基づく「児童発達支援センター²」の機能を実施するための体制整備に取り組みます。また、子ども発達センターの利用ニーズに対応するため、運営事業者による専門職員の確保・育成を支援しながら、区内の大学との連携や事業の拡充などに取り組んでいきます。

● 子どもの権利推進

子どもの権利に関する普及啓発や、悩みのある子どもが相談できる窓口についての周知を行い、子どもの権利が尊重される環境を整えていきます。

(3) めざすべき姿

- 不登校の児童・生徒にとって、仮想空間も含めた様々な居場所が校内外に確保され、

¹ 子育て世代包括支援センター（母子保健法）と市区町村子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。令和6年4月施行の改正児童福祉法で新たに規定された。

² 未就学児への児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設。令和6年4月施行の改正児童福祉法で役割の明確化等について改正された。

誰一人取り残されない学びの保障が実現されています。また、関係機関や外部人材等様々な関係者が連携し、組織的に対応することで、不登校の未然防止や早期の対応が図られています。

- 関係機関の連携を強化することにより、学校・園でのインクルーシブ教育の充実が図られています。また、発達段階に応じた継続的かつ一元的な支援により、障害のある子どもたちが、将来の自立と社会参加の実現に必要な力を培っています。
- 「こども家庭センター」による母子保健と児童福祉の一体的な相談支援により、子育て家庭の不安や悩みへの支援が早期に提供されるとともに、児童相談所との連携強化により、虐待相談への対応が更に強化されています。
- 「児童発達支援センター」を中核とした地域の支援体制が整備され、障害や発達に課題のある子ども一人ひとりへの専門的な相談支援や療育、保護者への支援が提供されています。
- 子どもの権利や相談窓口についての周知が広く図られるとともに、子どもの意見が施策に反映されるなど、児童の権利に関する条約やこども基本法の理念が実現されています。

7 質の高い子育て・教育を支える環境の整備

(1) 現状と課題

- 学校・園は、常に幼児・児童・生徒が安心して過ごせる場であるとともに、時代の要請に応じた教育・保育を提供できる場であればなりません。また、千代田区では、児童・生徒数が今後も増加していくことが見込まれています。これらの状況を踏まえながら、学校・園施設の整備について適切に対応していく必要があります。
- 児童数の増加に伴い、学童クラブの利用者数も増加しています。子どもの健全な育成と子育て家庭支援のため、放課後の安全な居場所を十分に確保していく必要があります。
- 外遊びは、子どもが人間関係や社会規範などを学び、体力や運動能力を身に付けるために欠かせないものです。また、全身を思い切り使うことで自らの運動欲求を満たしたり、身近な自然の事物等と関わって好奇心を満足させたり、子どもが心身ともにバランスよく発達するために不可欠なものでもあります。一方、都心部である千代田区は、校庭や園庭の面積が十分に確保できないなど、のびのびと外遊びできる場が充実しているとは言えない状況です。子どものたくましく健やかな育ちのため、外遊びの場の確保が求められます。
- 共働き世帯の増加等により、子育て家庭のニーズも多様化しています。また、子育てサービスの提供に当たっては、社会状況の移り変わりを注視しながら、子育て家庭における様々な負担の軽減を考慮していくことが求められます。子育てしやすいまちの実現のため、これらの状況を踏まえながら子育て支援策を展開していく必要があります。
- 近年、区内の保育所は、定員に空き状況がみられるようになっていきます。一方、子育て家庭の働き方やライフスタイルの変化への対応、未就園児や病児、医療的ケアが必要な子どもや発達に課題のある子どもの受け入れなど、保育所に様々な機能が求められており、対応を検討していく必要があります。
- 子どもや教育を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、家庭や学校・園だけでは対応が難しい状況が生じています。家庭だけ、学校・園だけではなく、地域全体が子どもを見守り、子育て・教育に取り組んでいくことが必要です。
- 子育て家庭のニーズや社会的な要請により、様々な対応が学校・園に求められています。学校・園での更なる活動充実のためには、教員・保育士の指導力・保育力の向上のほか、教職員自身が心身を充実させるとともに、子どもと向き合う十分な時間を創出していく必要があります。

(2) 施策の方向性

● 学校・園施設等の確実な整備

幼児・児童・生徒が安心して充実した学校・園生活を送れるよう、今後の人口推計も踏まえながら学校・園施設の整備に取り組みます。

● 安全で安心な居場所づくり

子どもが放課後に安心して過ごせるよう、児童数の状況を踏まえながら学童クラブ等の受け入れ態勢確保を進めるとともに、活動の質の向上に取り組みます。また、限られた環境の中で区内の資源を最大限活用して、戦略的に遊び場確保を展開し、のびのびと安全に外遊びができる居場所を整備していきます。

● 子育て家庭の多様なニーズ等に対応したサービスの提供

子育て家庭のニーズ等や社会状況も踏まえながら、保護者の経済的な負担のほか身体的・精神的負担の軽減を目指し、子育て支援サービスを提供していきます。また、様々な保育ニーズに応えるとともに、空き状況も踏まえた保育所の用途転換も見据え、ニーズ把握を行いつつ保育の量から質への転換を図っていきます。

● 家庭や地域等の連携・協働の推進

家庭と学校・園、地域等が連携し、子どもを共に育ていけるよう、開かれた学校づくりを目指します。また、各学校・園の特色や地域性を考慮しながら、地域人材を活用して特色ある教育活動に取り組みます。

● 教職員の働き方改革の推進

出退勤管理システムにより教職員の勤務状況を把握するとともに、ICTを十分に活用しながら業務の効率化を図り、教職員が本務に集中できる環境を整備します。

(3) めざすべき姿

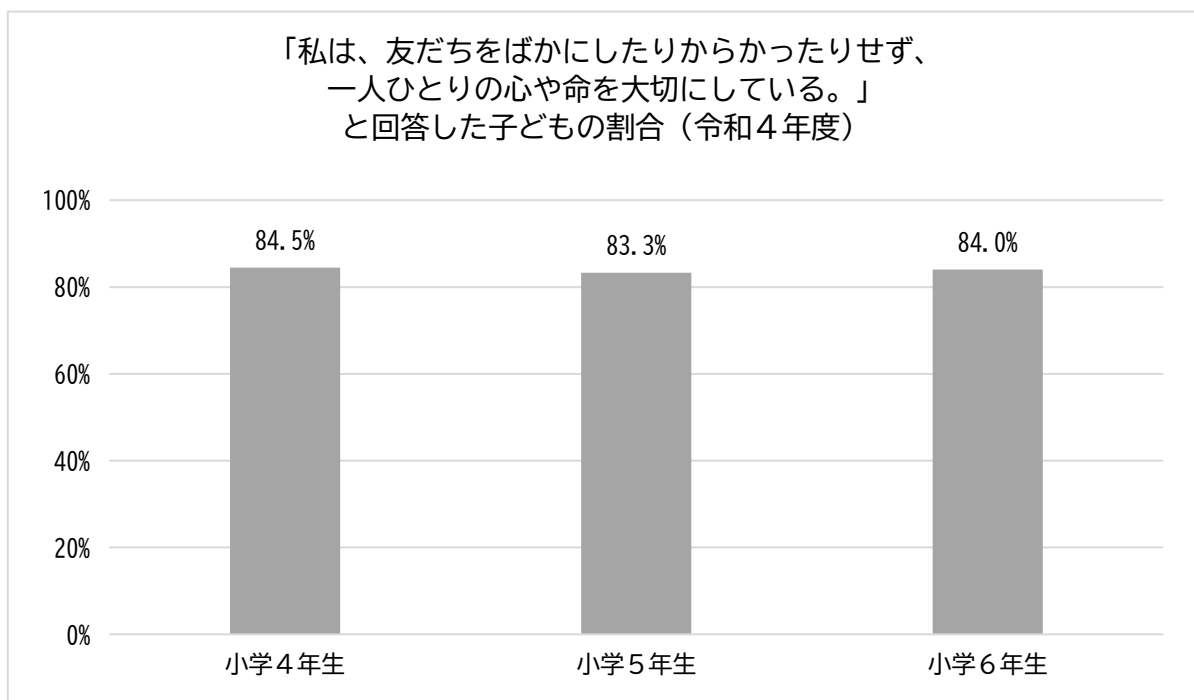
- 学校等の改築では、人口推計を踏まえた施設規模や、時代に応じた教育・保育活動が展開できるような施設計画により、施設の充実が図られています。また、毎年度の就学状況を踏まえた適切な対応を行い、必要な教室数が確保され子どもたちの学習環境が整備されています。
- 子どもたちが安心して外遊びできる場が着実に増加しています。また、道路や公園などの公共施設を、時間を区切りながら、子どもたちが自由に安全に遊べる空間にしたりボール遊び等を可能にしたりするなど、遊び場の一層の充実が図られています。

- 親子のふれあいや親同士の交流が図れる居場所の更なる整備などニーズに応じた子育て支援を充実させるとともに、保育ニーズに的確に応えた保育サービスを展開し、子育て不安の解消や更なる就労支援等が実現されています。
- 企業や大学等が集積している千代田区の強みを生かして、学校と企業等が円滑に連携できる仕組みが構築され、子どもたちの発展的な学びが推進されています。
- 校・園務のより一層のICT化を図るとともに、新たな情報技術を活用した業務の効率化を進めることで、教職員が子どもたちに向き合う時間が確保され、より一層の充実した教育・保育活動の提供ができています。

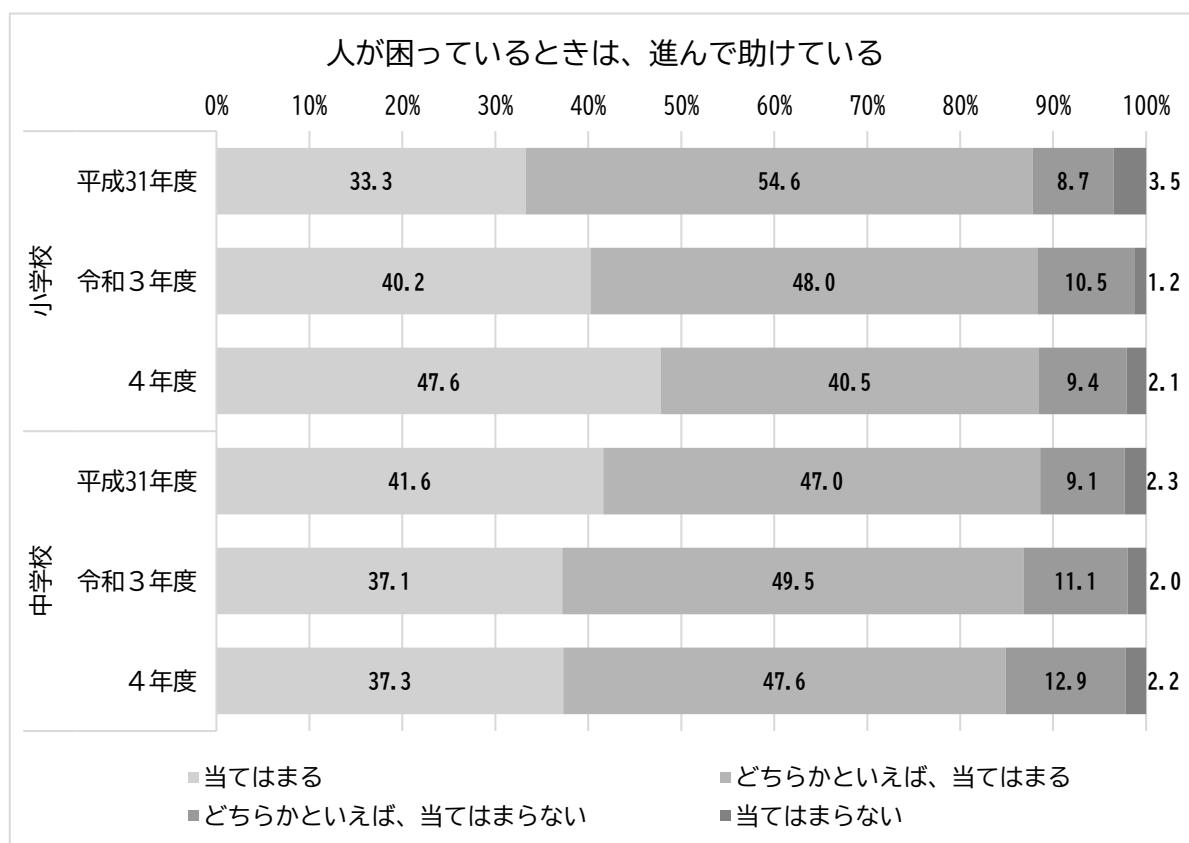
資料編

1 基礎データ

【基本的方向性1】

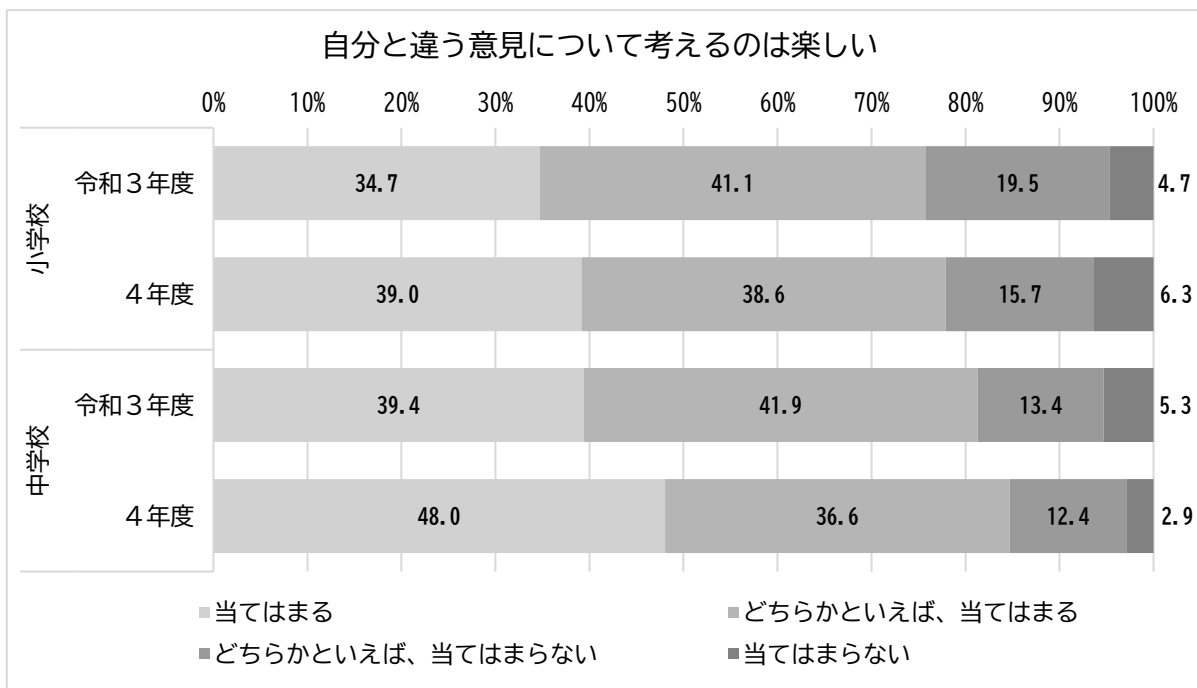


出典：令和4年度達成度調査（千代田区）

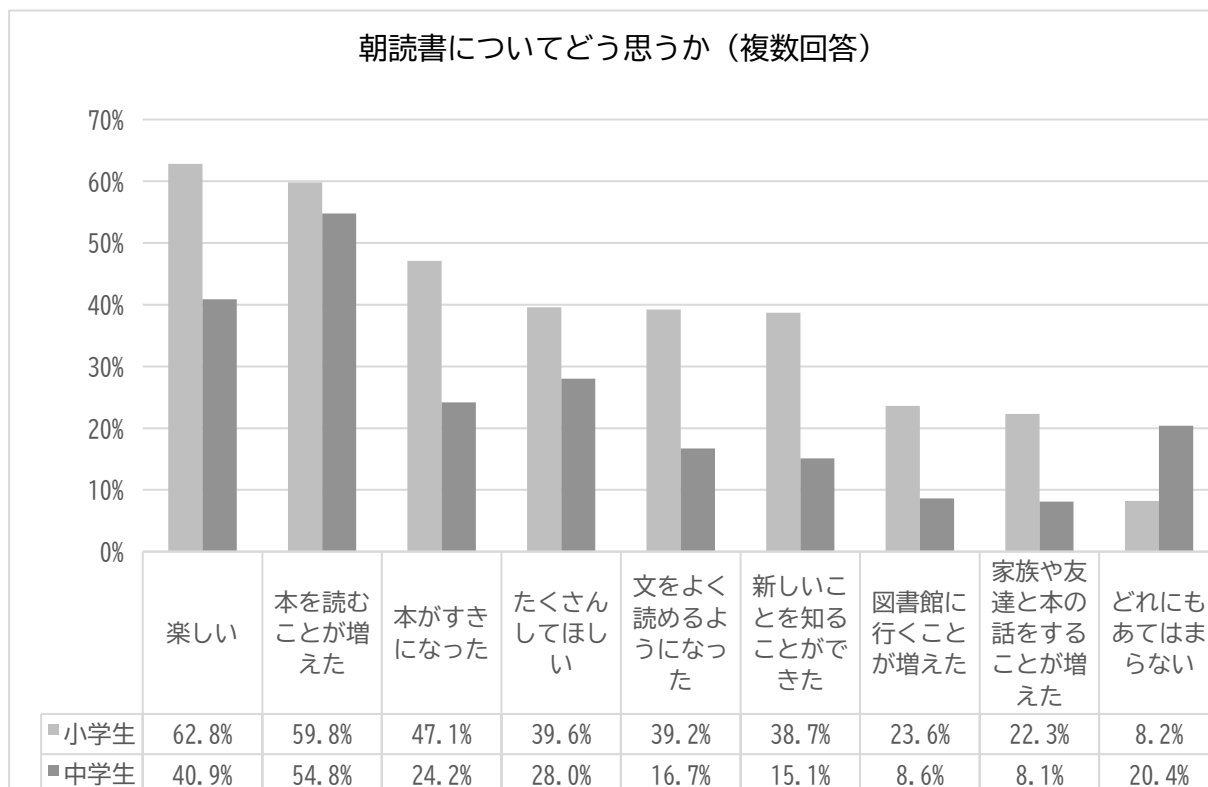


出典：全国学力・学習状況調査（千代田区）

※令和2年度全国学力・学習状況調査は、新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等を考慮し未実施

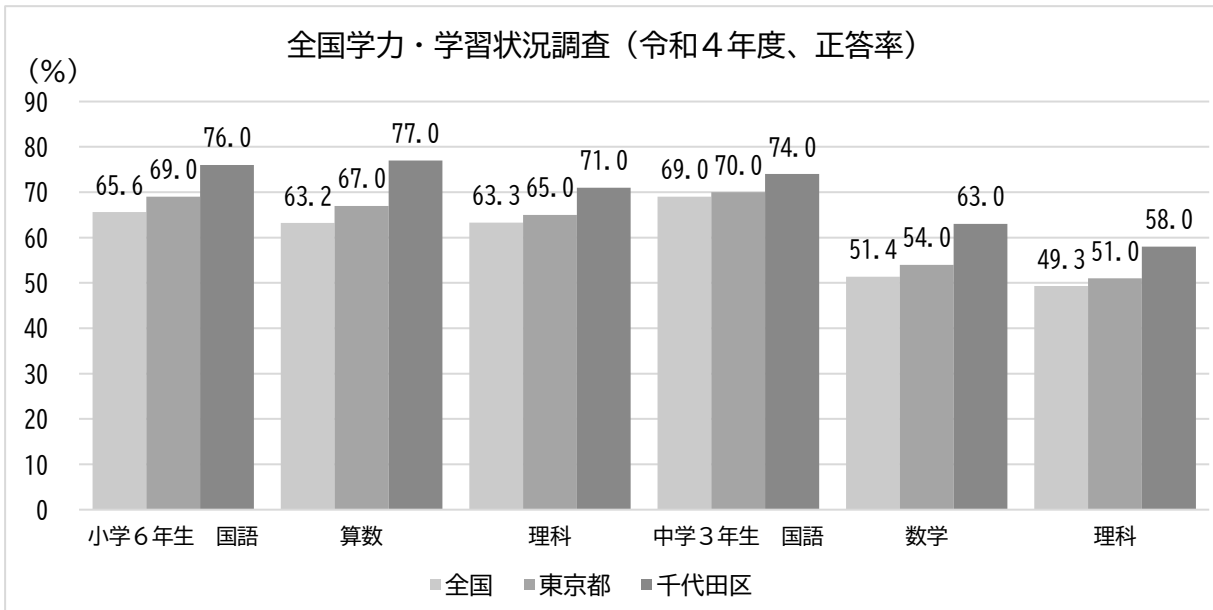


出典：全国学力・学習状況調査（千代田区）

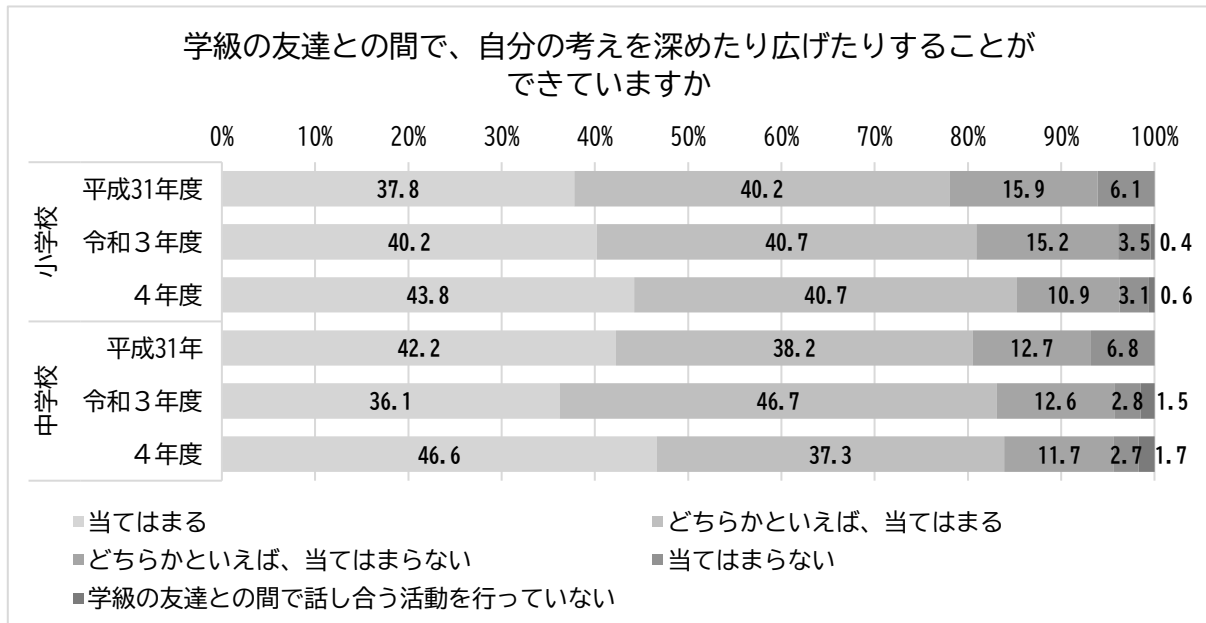


出典：第8回千代田区子ども読書調査報告書

【基本的方向性2】

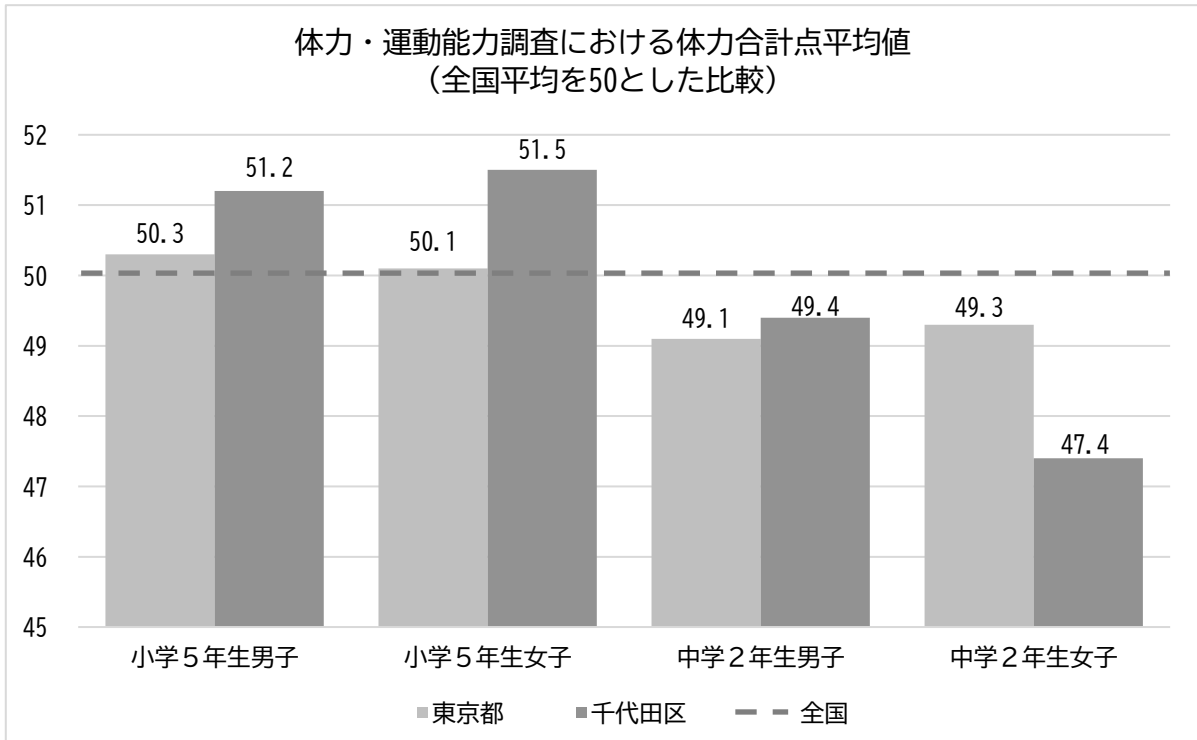


出典：全国学力・学習状況調査（千代田区）

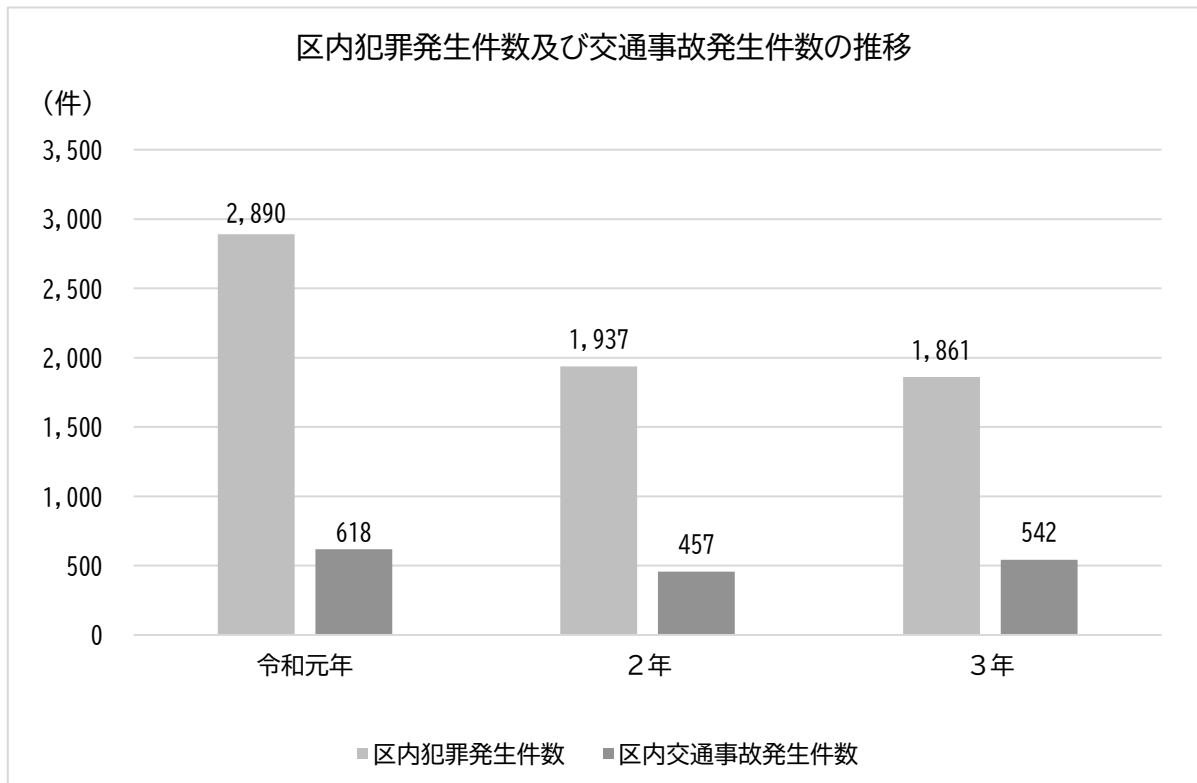


出典：全国学力・学習状況調査（千代田区）

【基本的方向性3】

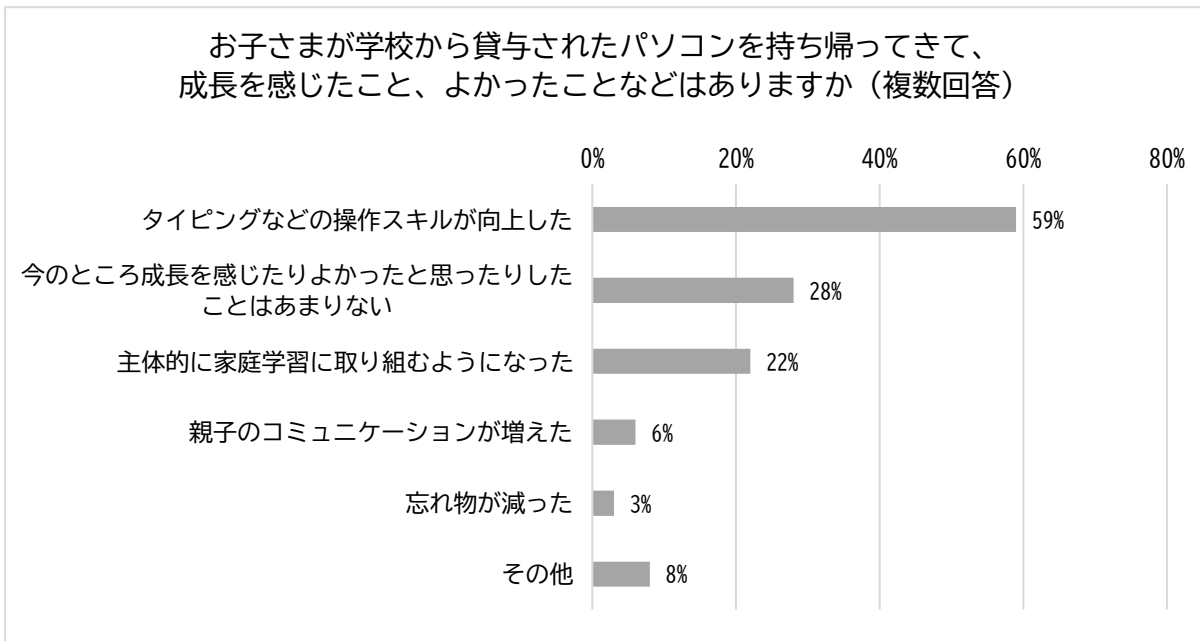


出典：令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（千代田区）

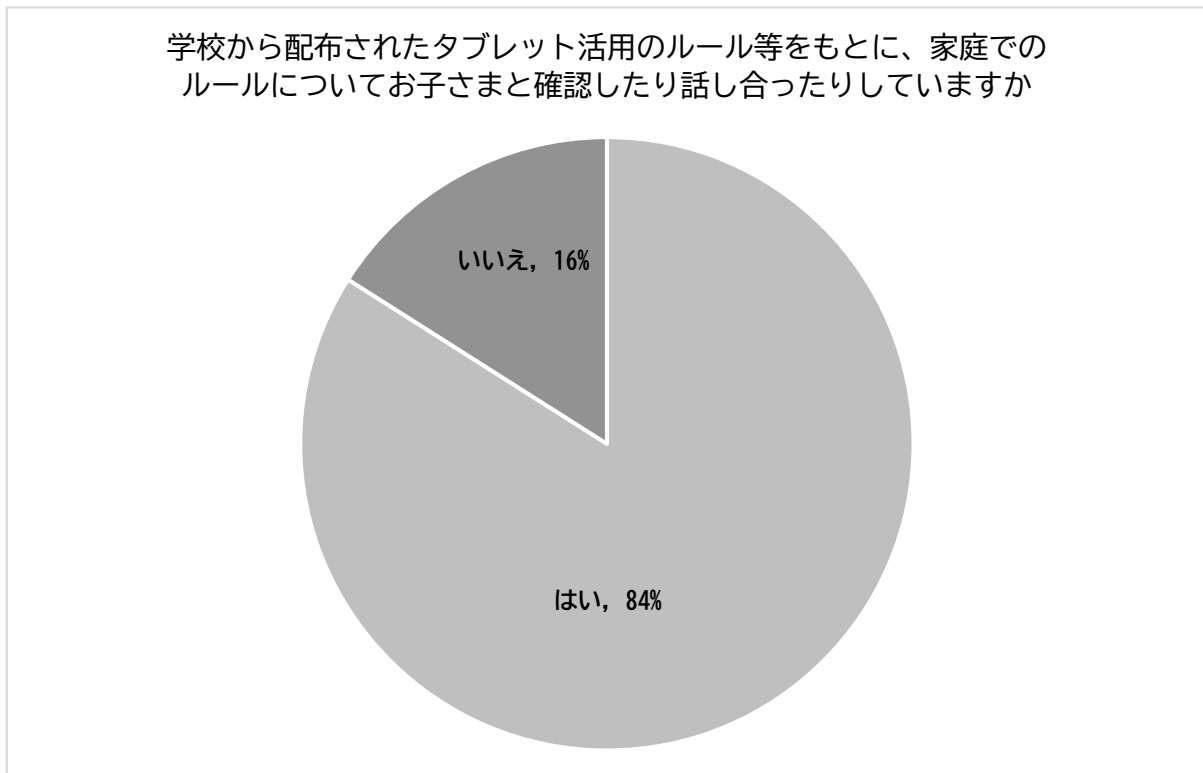


出典：千代田区行政基礎資料集

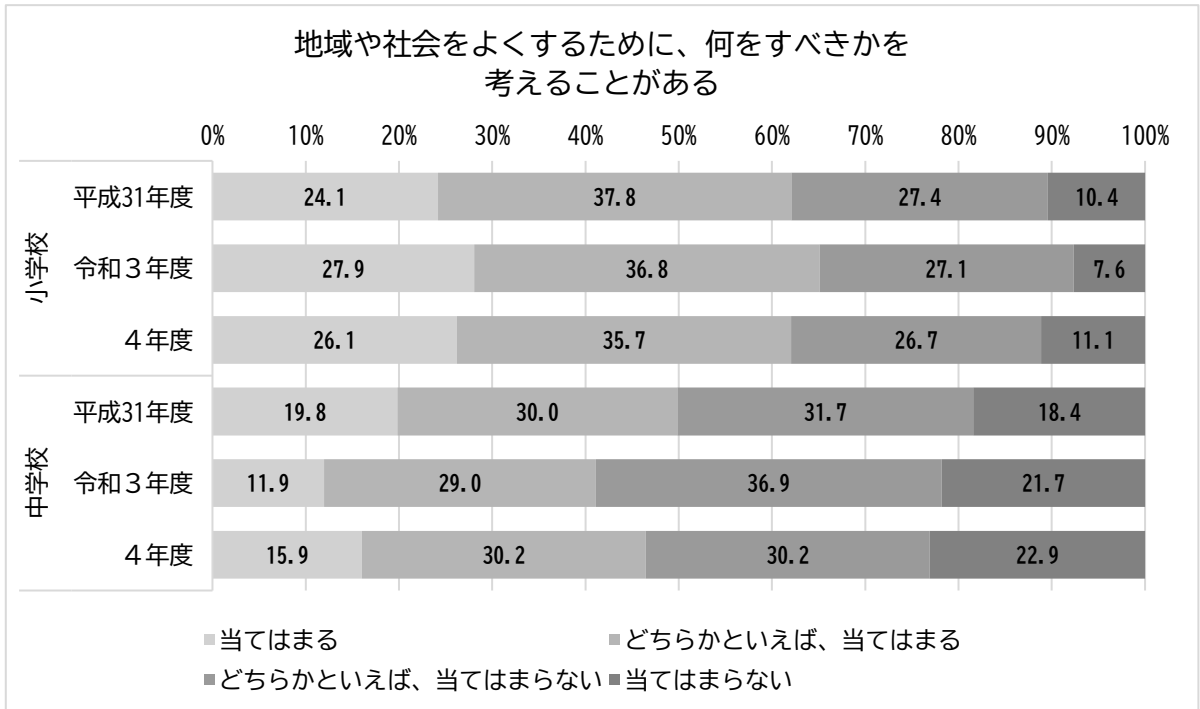
【基本的方向性4】



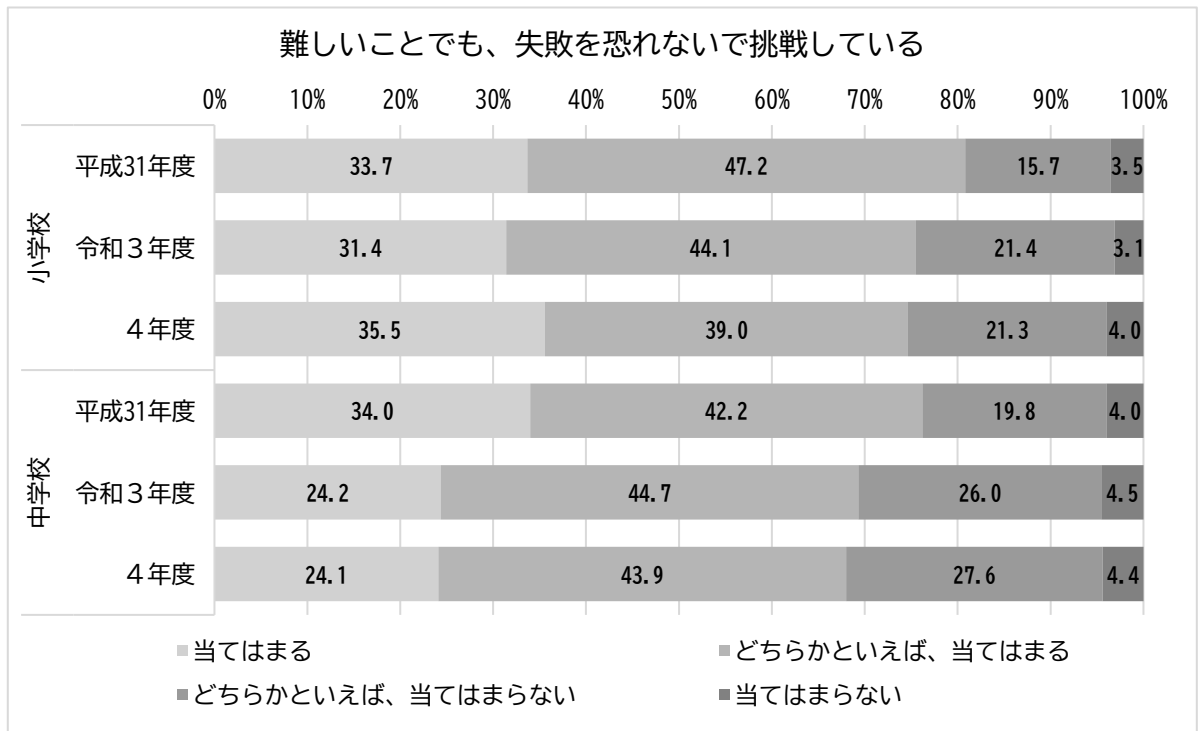
出典：千代田区資料(令和3年度保護者を対象とした一人一台タブレット端末の利活用に関するアンケート調査)



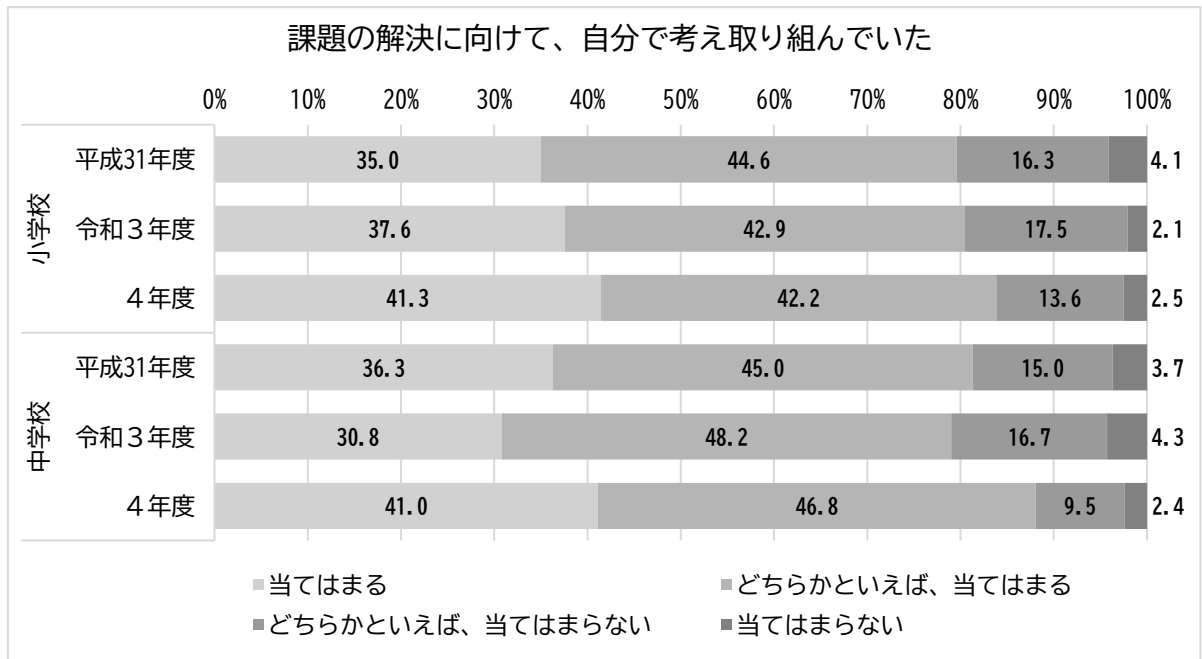
出典：千代田区資料(令和3年度保護者を対象とした一人一台タブレット端末の利活用に関するアンケート調査)



出典：全国学力・学習状況調査（千代田区）

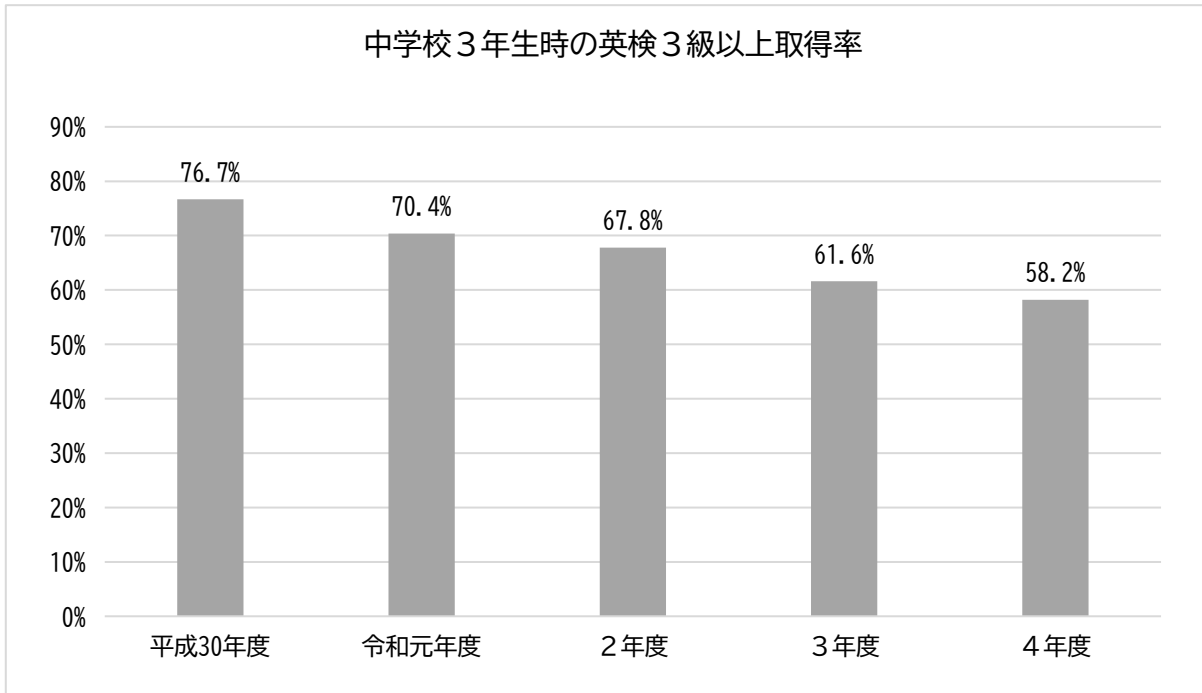


出典：全国学力・学習状況調査（千代田区）

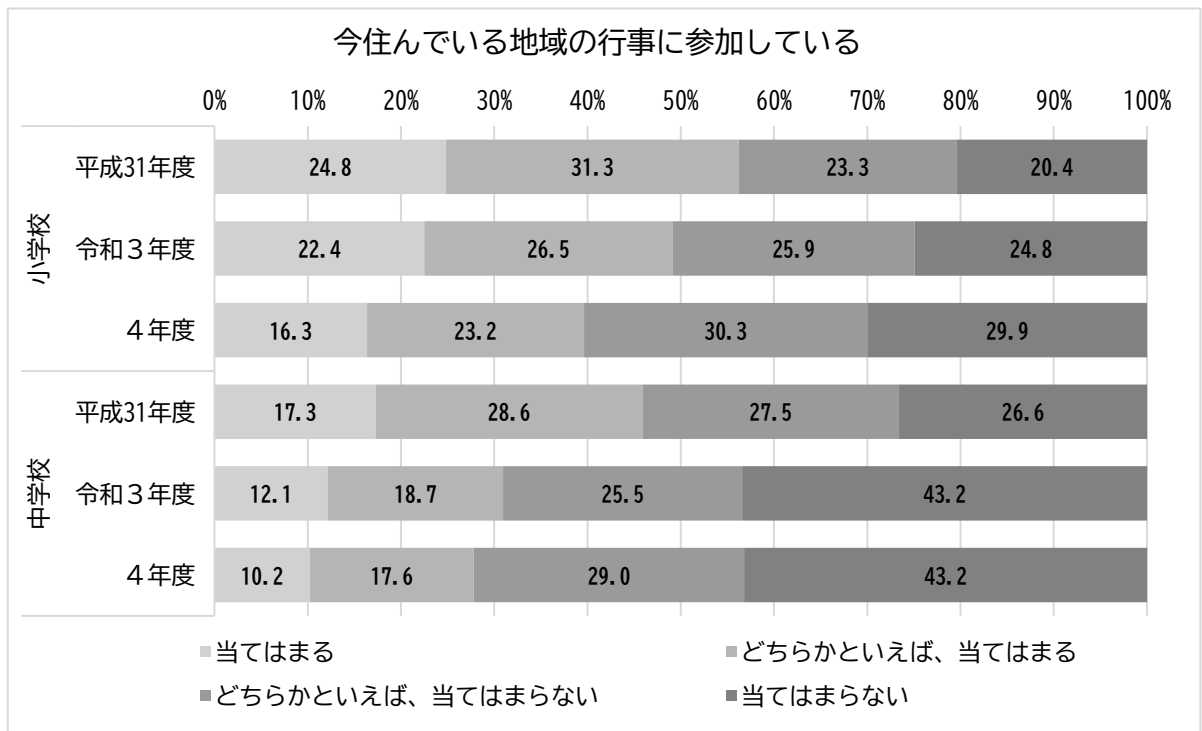


出典：全国学力・学習状況調査（千代田区）

【基本的方向性5】

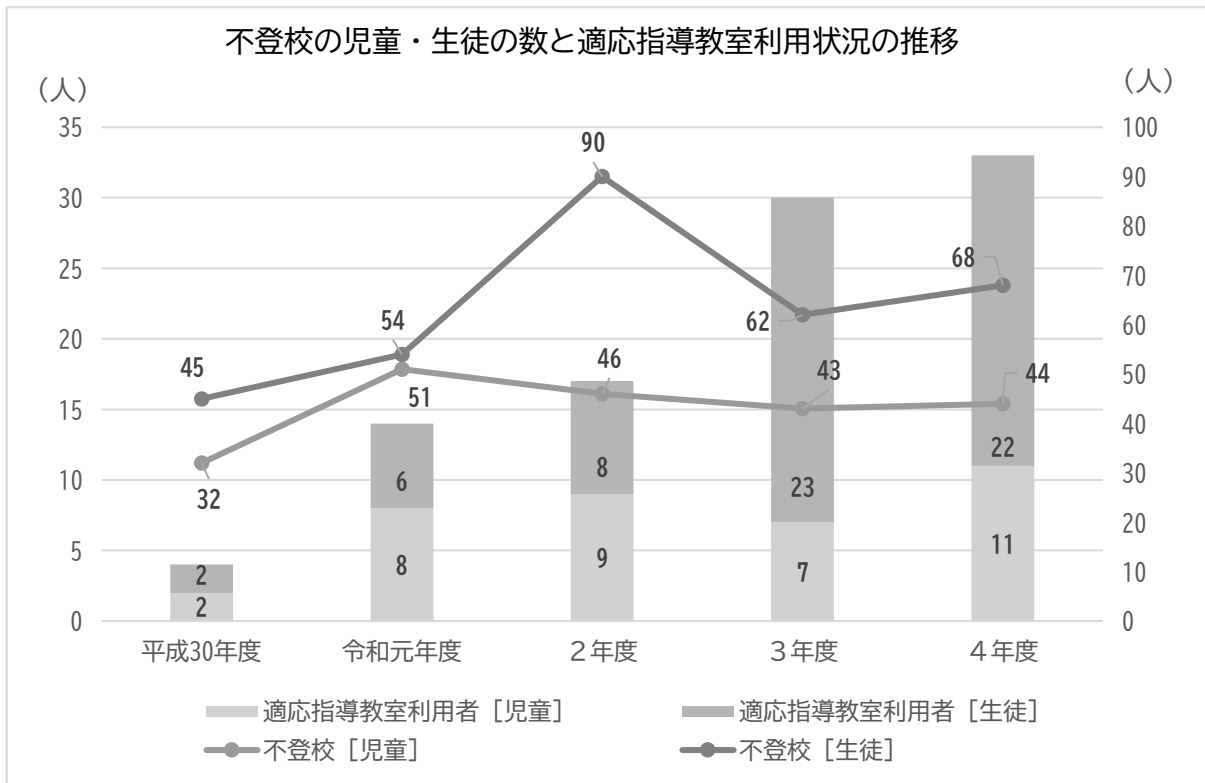


出典：千代田区資料（指導課）

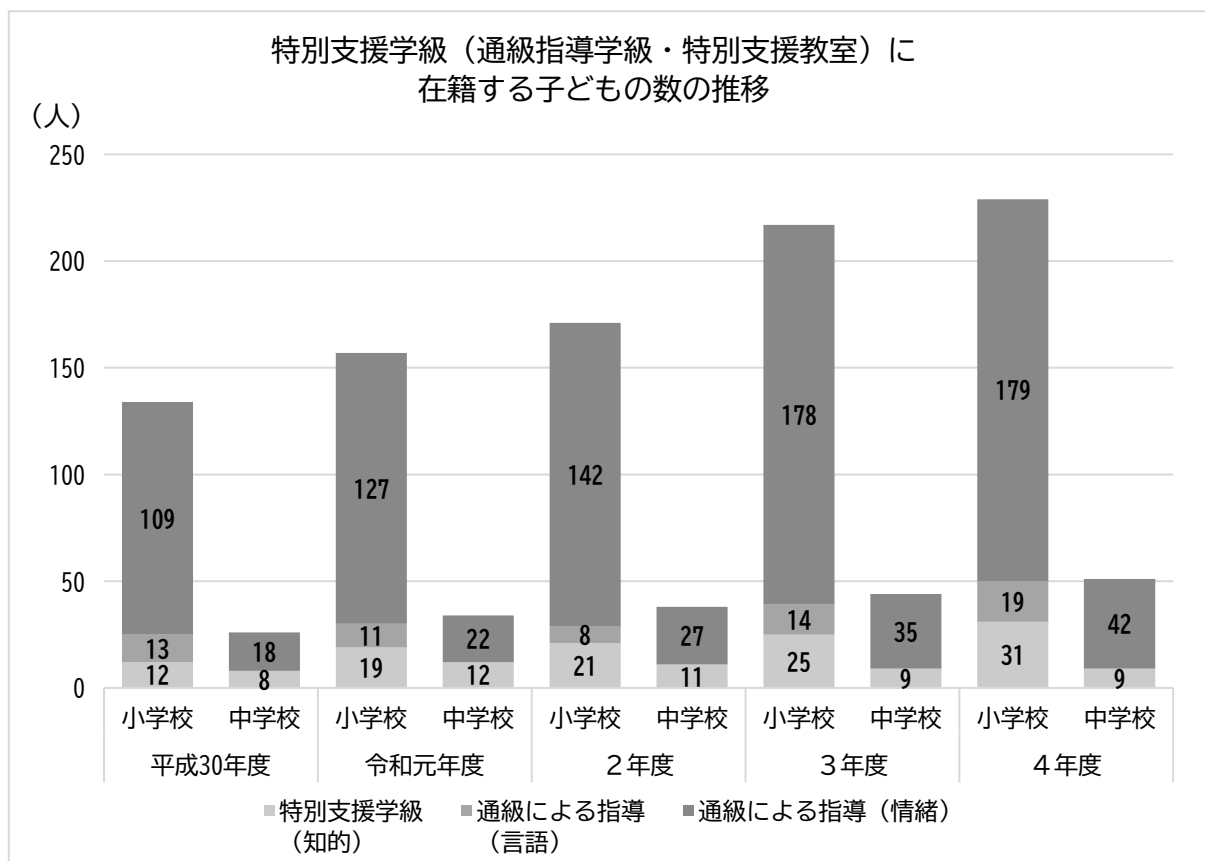


出典：全国学力・学習状況調査（千代田区）

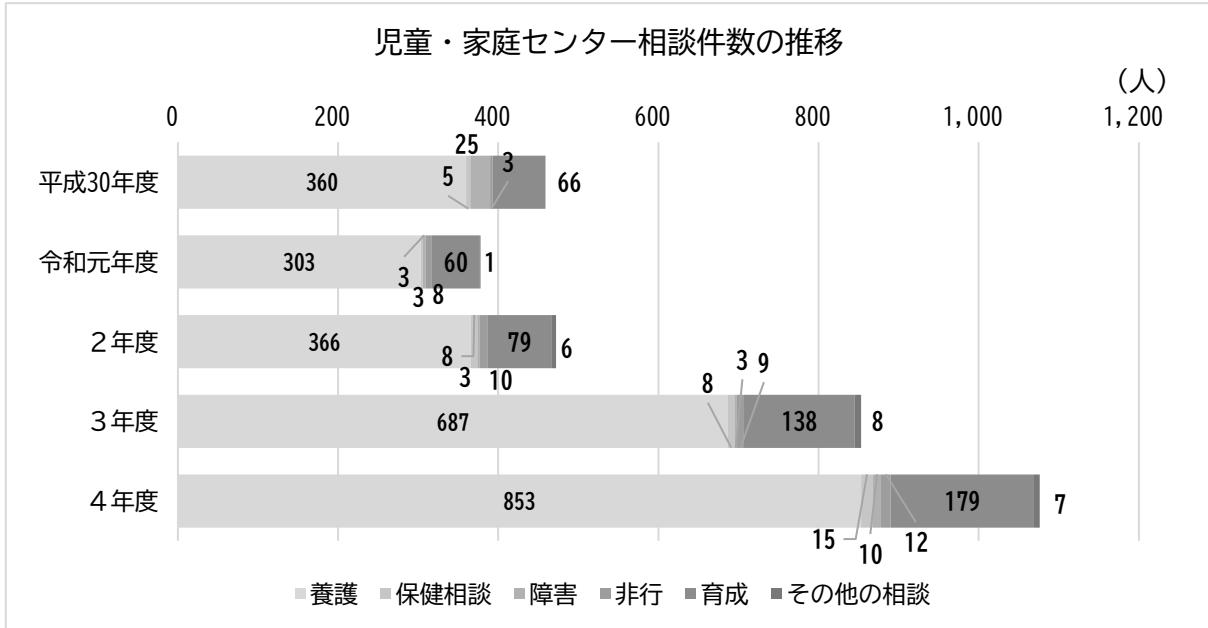
【基本的方向性6】



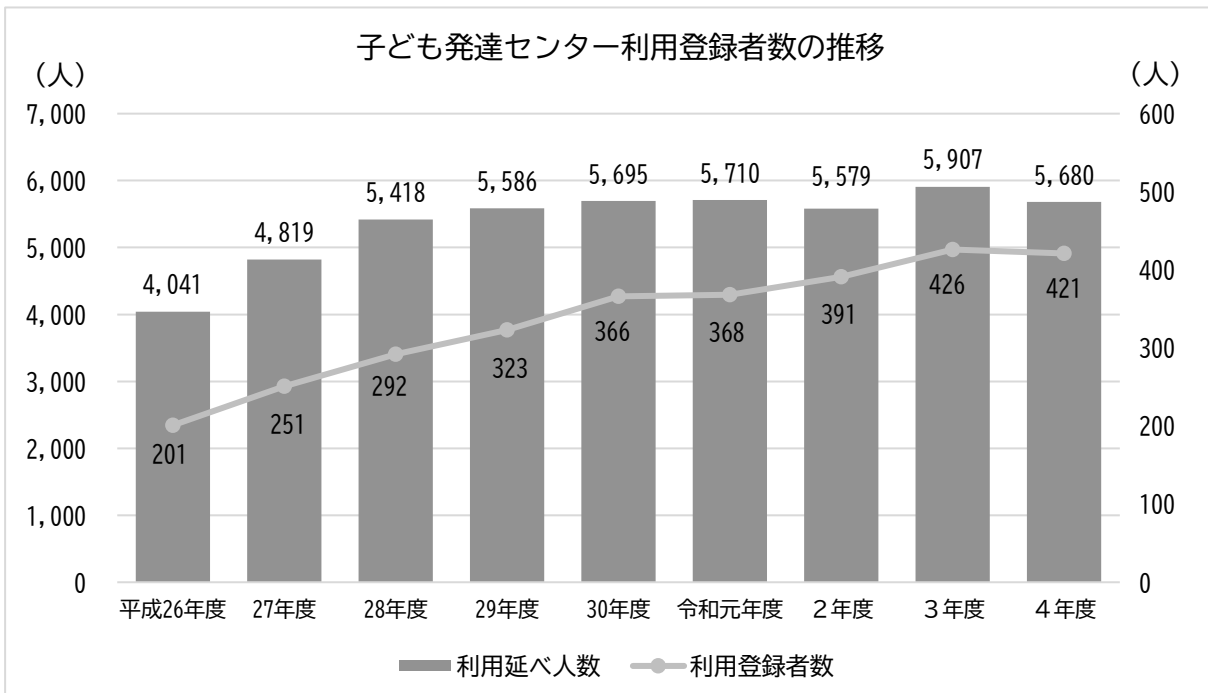
出典：千代田区資料（指導課）



出典：千代田区資料（指導課）

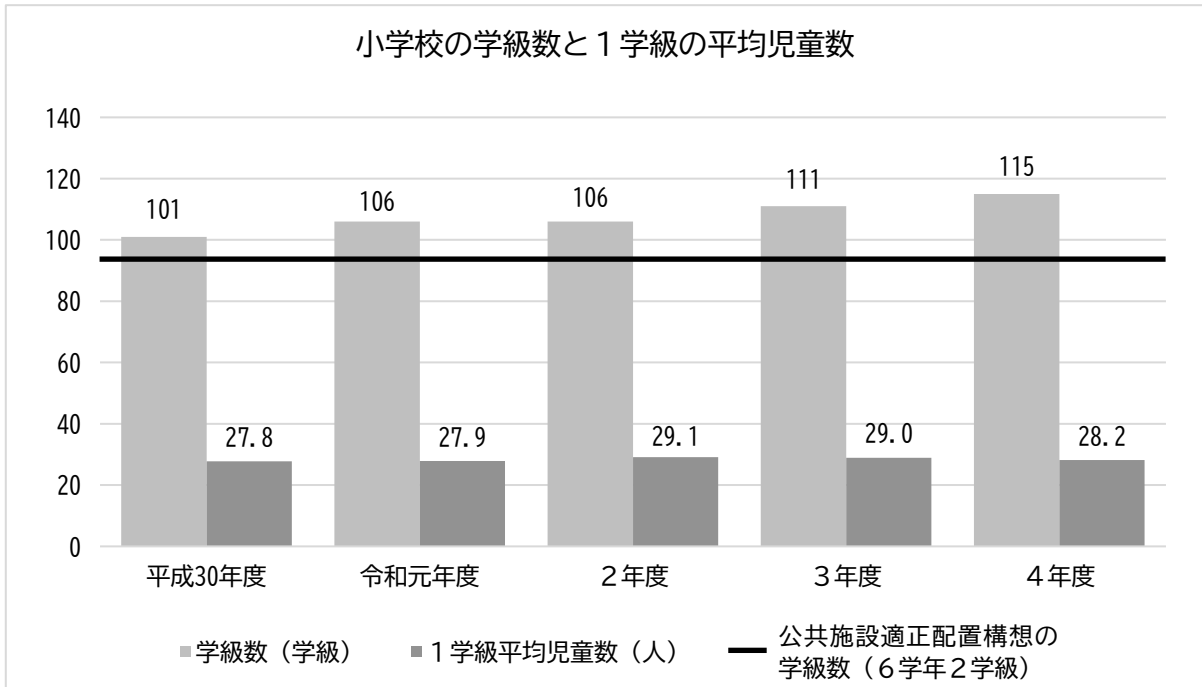


出典：千代田区資料（児童・家庭支援センター）

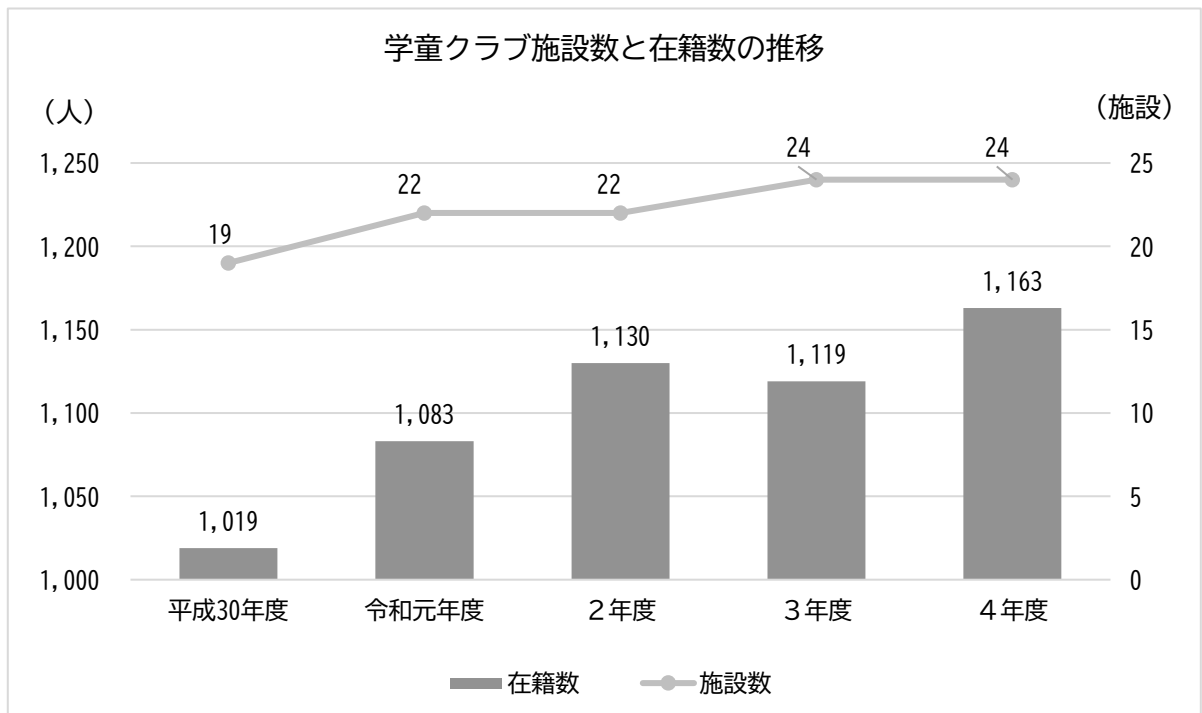


出典：千代田区資料（児童・家庭支援センター）

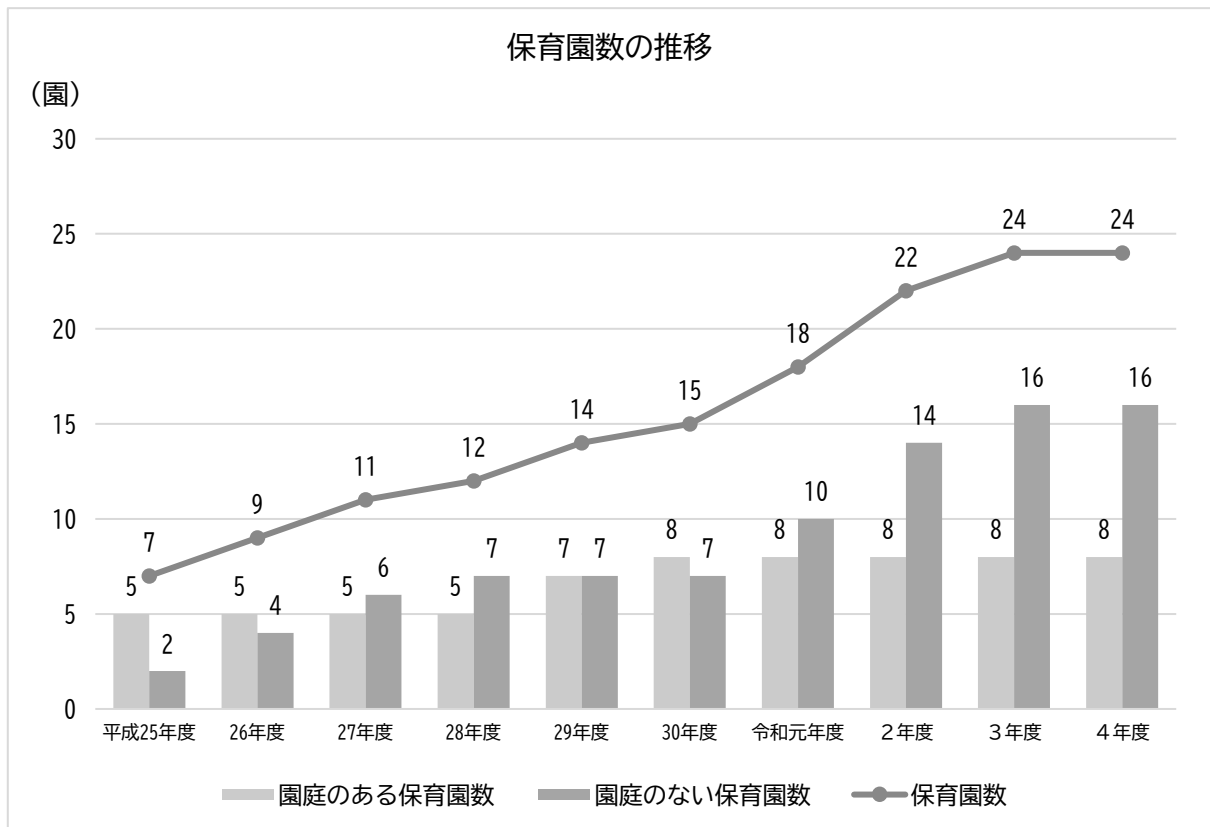
【基本的方向性7】



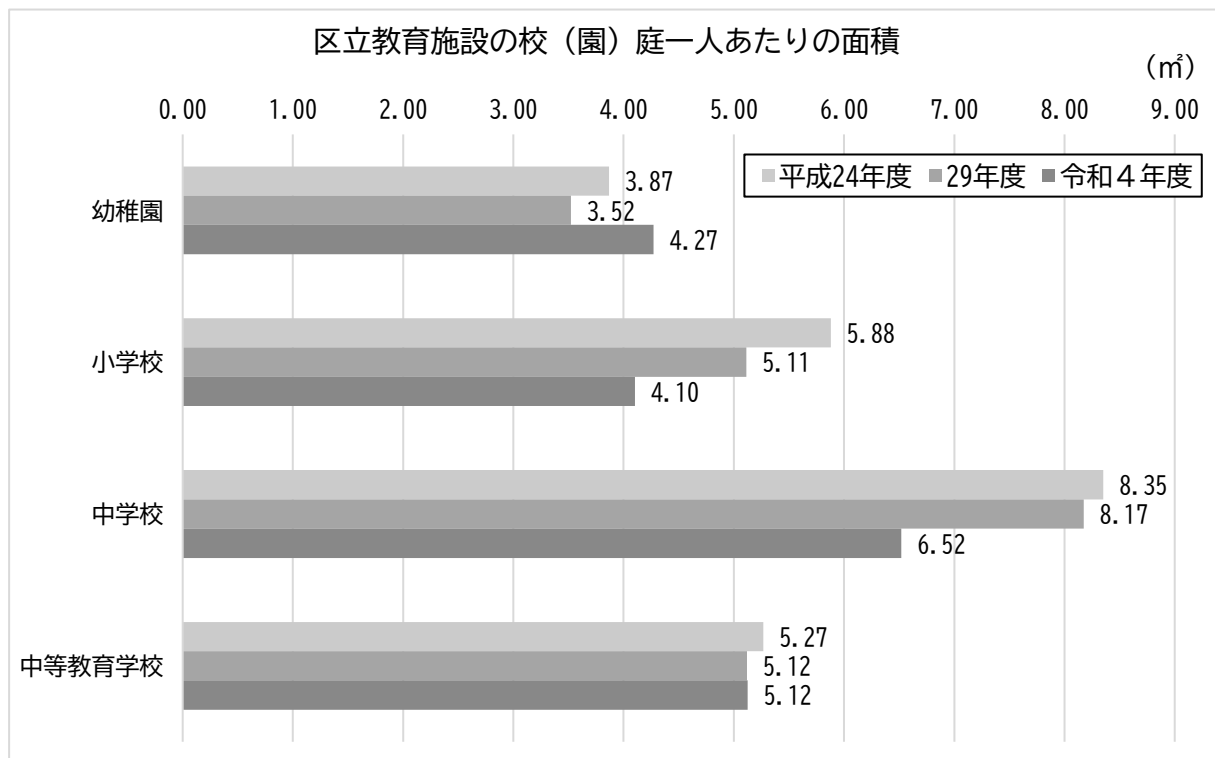
出典：千代田区行政基礎資料集



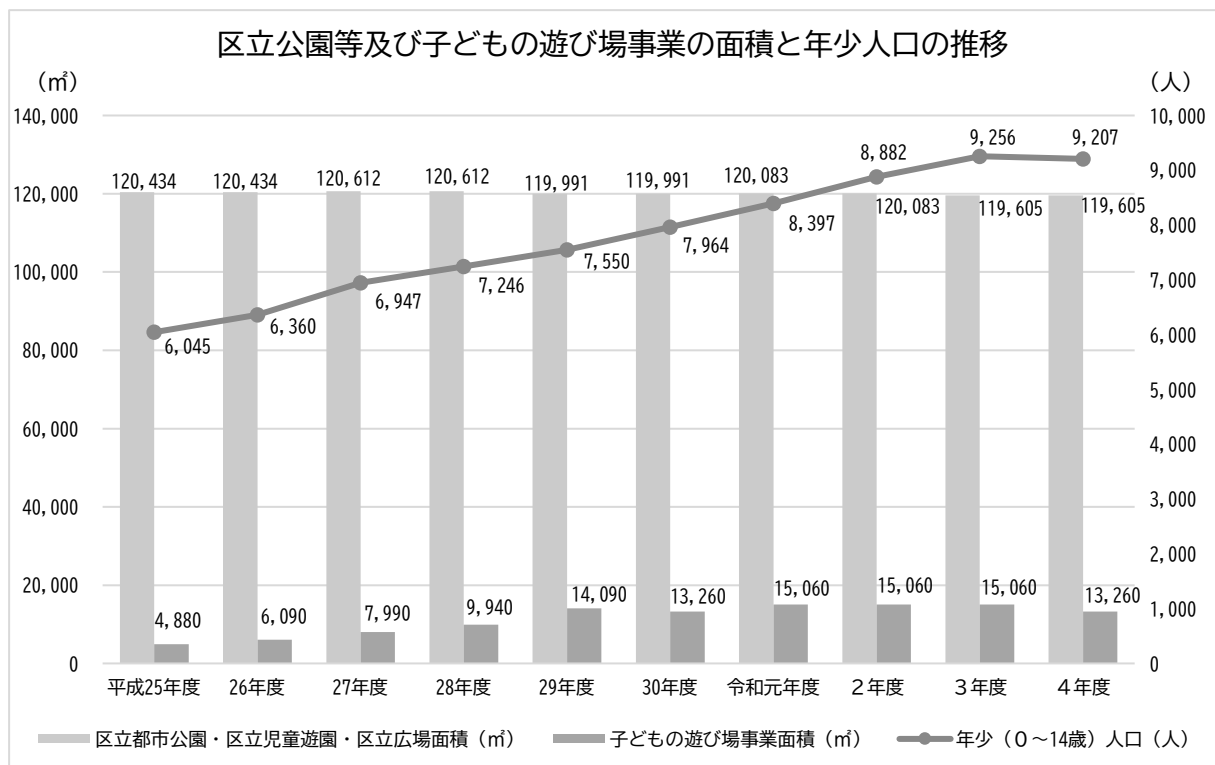
出典：千代田区行政基礎資料集



出典：千代田区資料（子ども支援課）



出典：千代田区資料



出典：千代田区資料

※公園等面積及び子どもの遊び場事業面積は、各年度末現在。

※年少人口は、各年1月1日現在。